

平成18年度整備主任者研修(検査関係)



関東検査部 山梨事務所

基準の理解を容易にし、 周知を徹底するため、細目を告示！

- 昨年7月に、保安基準の細目事項と関係通達において規定していた事項とを一体的に整理し、新たに「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」として制定
- 基準の内容をより分かりやすく周知
- 告示化されていない残りの保安基準の条項についても、今後、同様の措置を講じることとしています

灯火器の基準改正

- 平成18年1月1日以降生産車より適用
 - ・新旧対照表
 - ・注意 改正項目を一部抜粋



走行用前照灯改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 灯光の色は白色であること



- 旧基準
- 灯光の色は白色又は淡黄色でそのすべてが同一色
- 灯光の色は白色であること



すれ違い用前照灯改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

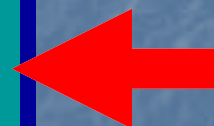
■ 新基準

- 取付位置は上縁が1.2m以下、下縁が0.5m以上



■ 旧基準

- 灯光の色は白色又は淡黄色でそのすべてが同一色
- 取付位置は上縁が1.2m以下



前部霧灯改正点①

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 光度の基準削除
- 取付位置は上縁が0.8m以下、かつ、すれ違い用前照灯照明部上縁以下、下縁が0.25m以上

- 旧基準
- 光度は10000cd以下
- 照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下

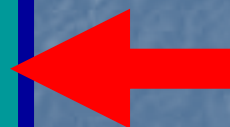


前部霧灯改正点②

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内
- 左右同数で左右対称に取付
- 点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備える

- 旧基準
- 規定なし
- 規定なし
- 規定なし



前部霧灯改正点③

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 走行用前照灯、すれ違い前照灯の点灯状態にかかわらず点灯及び消灯ができること



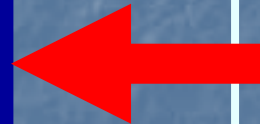
- 旧基準
- 照射光線の主光軸が前方40mから先の地面を照射するものは、すれ違い前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること

車幅灯改正点①

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 灯光の色は白色
ただし方向指示器、
非常点滅表示灯又は
側方灯と構造上
一体となっているもの
又は兼用のものは
橙色

- 旧基準
- 灯光の色は白色、
淡黄色又は橙色で
あり、すべてが同一



車幅灯改正点②

平成18年1月1日以降生産車より適用

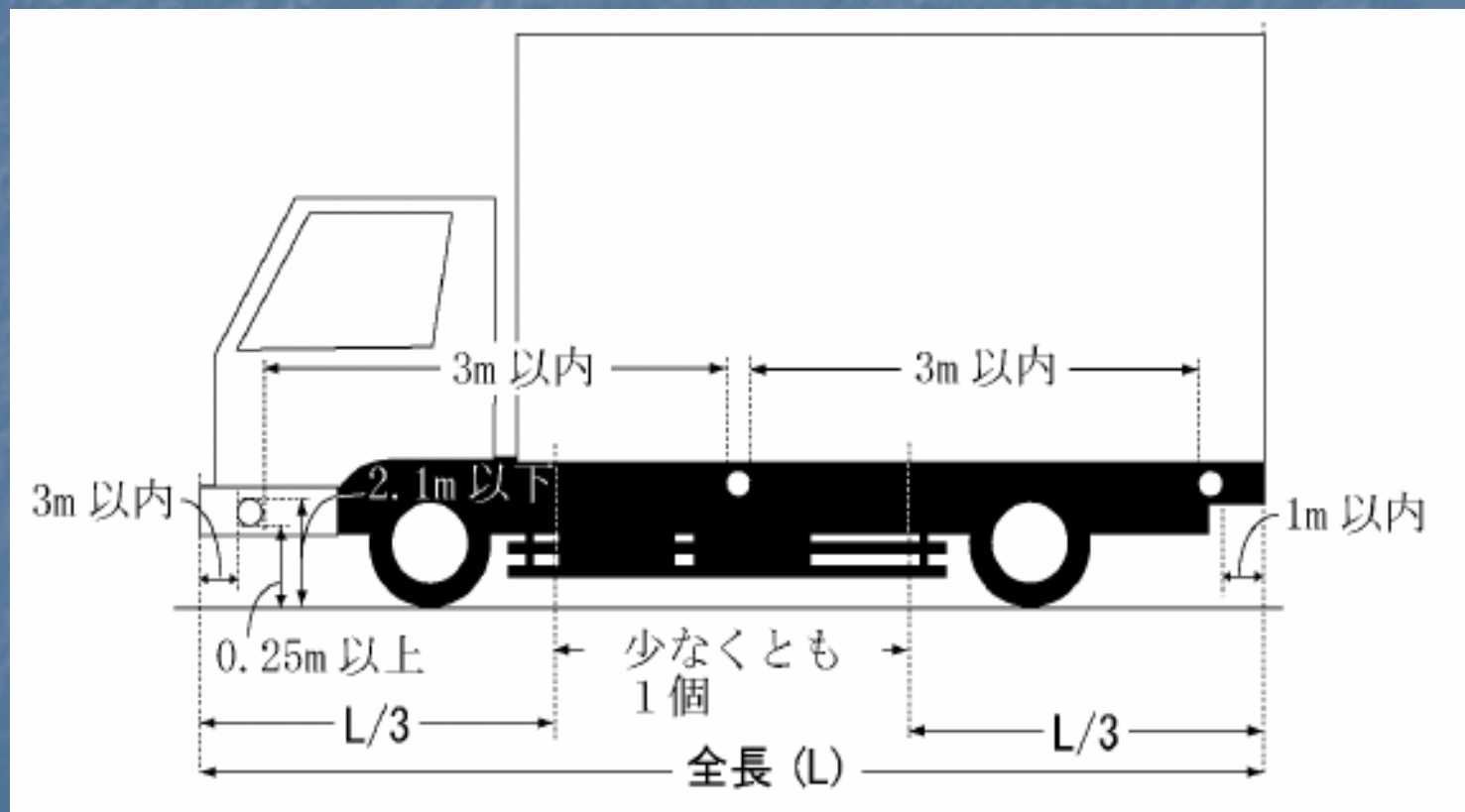
- 新基準
- 光源が5W以上、30W以下
- 数は2個又は4個
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下、下縁が0.35m以上

- 旧基準
- 光源が5W以上
- 規定なし
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下



側方灯改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用



側方灯改正点①

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 長さ6m超えの乗用車及びバスにも必要
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下、下縁が0.25m以上

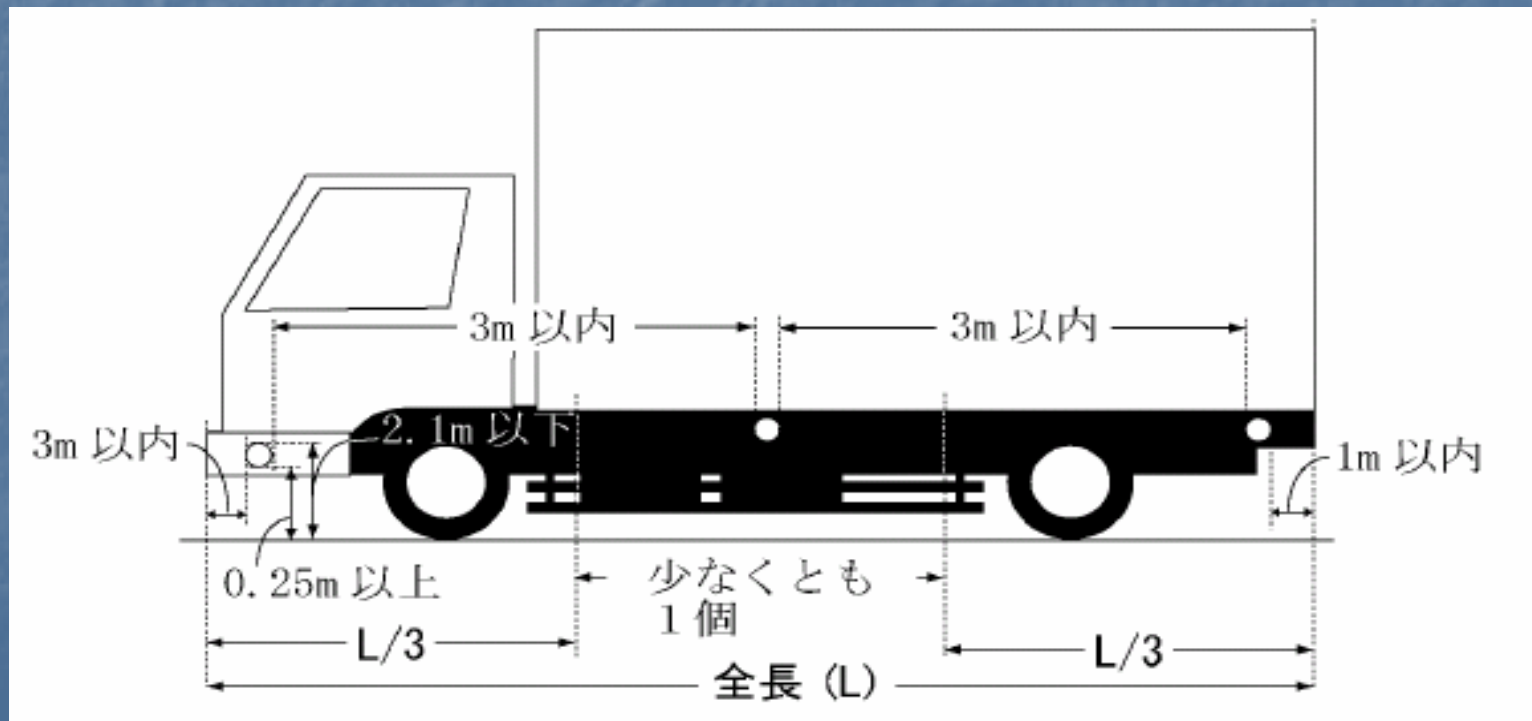
- 旧基準
- 乗用車及びバスは除外
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下



側方灯改正点②

■ 注) 6m超の貨物自動車 平成18年1月1日以降生産車より適用

- 間隔3m以内
- 最前部は前端～3m以内、最後部は後端～3m以内
- 1個は前端から1/3以上かつ後端から1/3以上
- 視認角度 上方10° 下方10° 前方45° 後方45°



尾灯改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用



尾灯改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 光源が5W以上30W以下
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下、下縁が0.35m以上

- 旧基準
- 光源が5W以上
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下



制動灯改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下、下縁が0.35m以上

- 旧基準
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下



補助制動灯改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

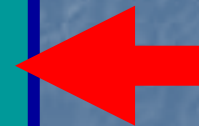


補助制動灯改正点①

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 乗車定員が10人未満の乗用の用に供する四輪車の後面には、補助制動灯を備えなければならない。

- 旧基準
- 任意の灯火



補助制動灯改正点②

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 取付位置は照明部の下縁が0.85m以上又は後面ガラスの最下端の下方0.15mより上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上

- 旧基準
- 規定なし



後部反射器改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 車両中心に対して
対称の位置に取付
- 取付位置は反射部
の上縁が1.5m以下、
下縁が0.25m以上

- 旧基準
- 規定なし
- 取付位置は反射部
の中心が1.5m以下

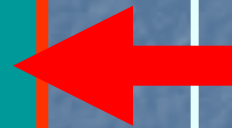


後退灯改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 光源が15W以上75W以下で、照明部の大きさが20cm²以下

- 旧基準
- 光度5000cd以下



方向指示器(前後面)改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 光源が15W以上60W以下
- 取付位置は照明部の上縁が2.1m以下、下縁が0.35m以上

- 旧基準
- 光源が15W以上
- 取付位置は照明部の上縁が2.3m以下



方向指示器(前後面)改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準
- 最外側から400m以内であり、最内縁間隔600mm以上

- 旧基準
- 最外側から400m以内であり、最内縁間隔600mm以上
- または指示部の中心間隔が幅の50%以上



方向指示器(側面)改正点

平成18年1月1日以降生産車より適用

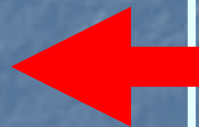


方向指示器(側面)改正点

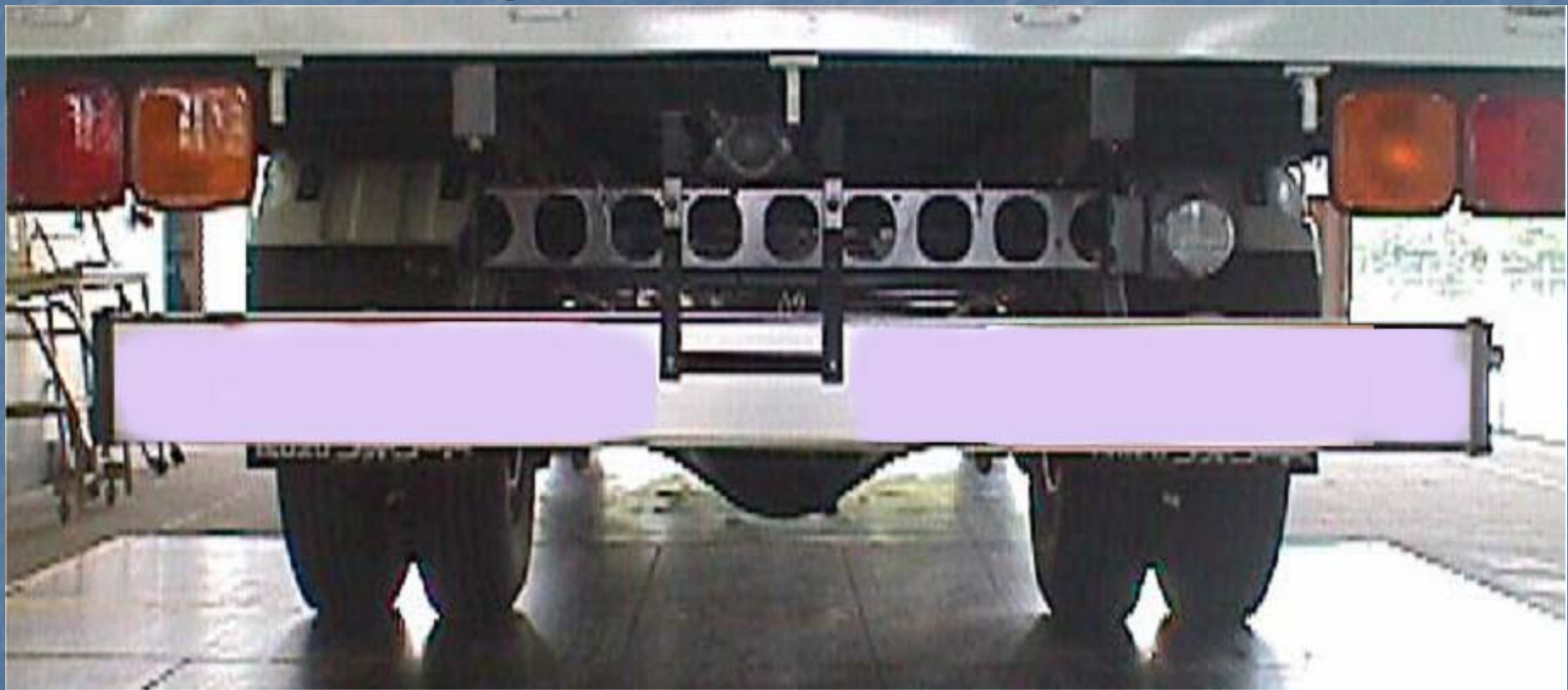
平成18年1月1日以降生産車より適用

- 新基準 光源
- 長さ6m以上の車は3W以上60W以下
- 大型貨物車の中央部は15W以上60W以下
- その他の車は3W以上30W以下

- 旧基準 光源
- 長さ6m以上の車は3W以上
- 大型貨物車の中央部は15W以上
- その他の車は3W以上



大型後部突入防止装置の 対象車種の拡大について



突入防止装置基準改正

- 平成17年9月1日以降生産車より車両総重量7トン超から3.5トン超の貨物の運送の用に供する自動車に大型Rバンパーが適用。



突入防止装置基準改正

- 適用除外
- 車両総重量3.5トン超～7トン未満の貨物の運送の用に供する普通自動車で長さ4.7m、幅1.7m、高さ2m以下の自動車は、平成19年9月1日以降生産車より大型Rバンパーが適用（それまでは、従前のRバンパーが必要）
- 車両総重量3.5トン超の貨物の運送の用に供する小型自動車は、平成19年9月1日以降生産車より大型Rバンパーが適用（それまでは、不要）

突入防止装置

	7t 以上	7t 未満～3.5超
突入防止装置 の取付要件	■下縁の高さが550mm以下 ■車両中心面に対し対照 ■後車輪の最外側から内側に100mm以内 ■1500mm以下にある突入防止装置以外との水平距離が400mm以下	
技術基準の適合性(強度等)	■指定自動車等と同一構造 ■装置指定 ■識別記号が付されたもの ■識別標識リベットが付けられたもの 等	

突入防止装置

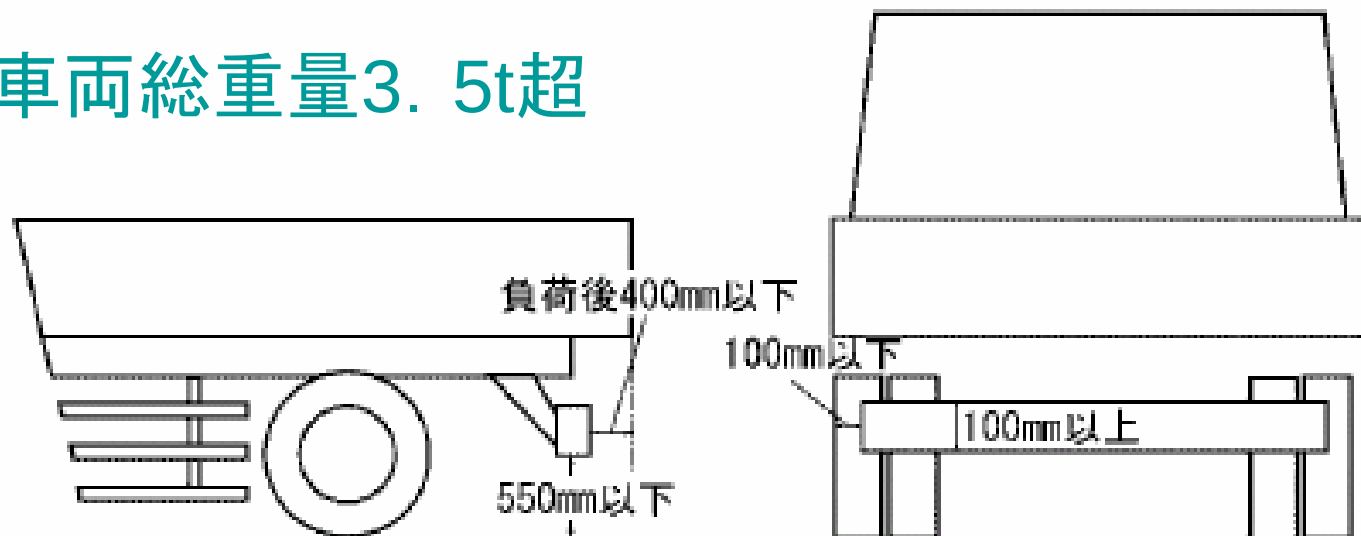
	3.5t以下(普通貨物)
突入防止装置の取付要件	■下縁の高さ700mm以下 ■車両中心面に対し対照 ■1500mm以下にある突入防止装置以外との水平距離が600mm以下
技術基準の適合性(強度等)	■適用外

大型後部突入防止装置適用年月日

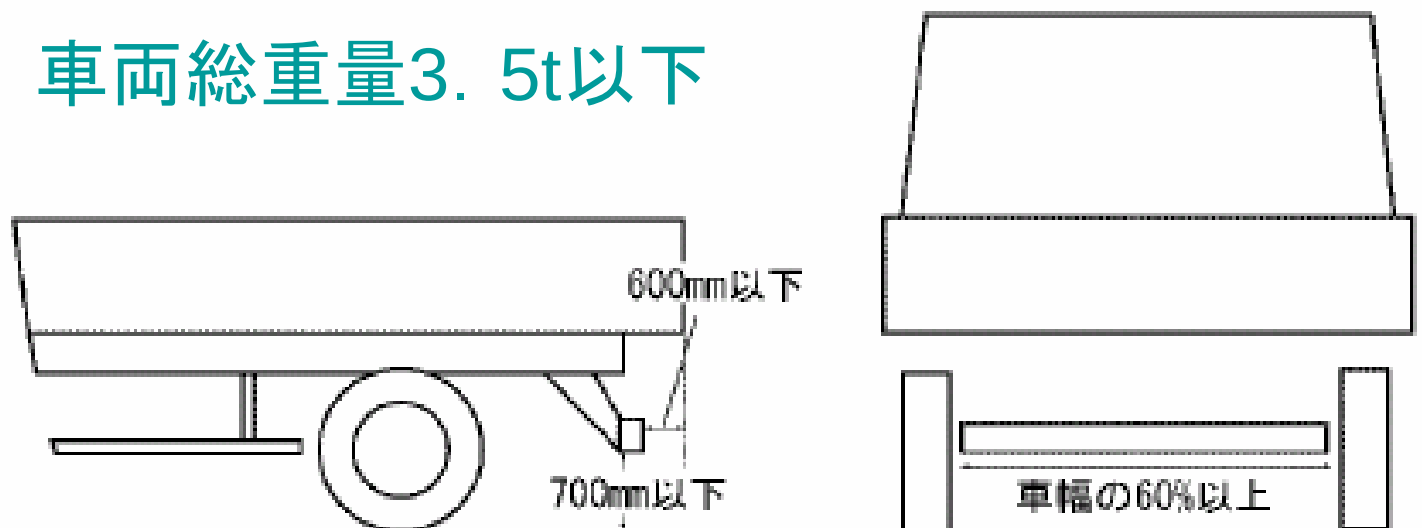
車両総重量8トン以上 又は最大積載量5トン以上	平成4年6月1日
車両総重量7トン以上	平成9年10月1日
車両総重量3.5トン以上	新車 平成17年9月1日以降
車両総重量3.5トン以上で あって小型枠のもの	新車 平成19年9月1日以降

突入防止装置

車両総重量3.5t超



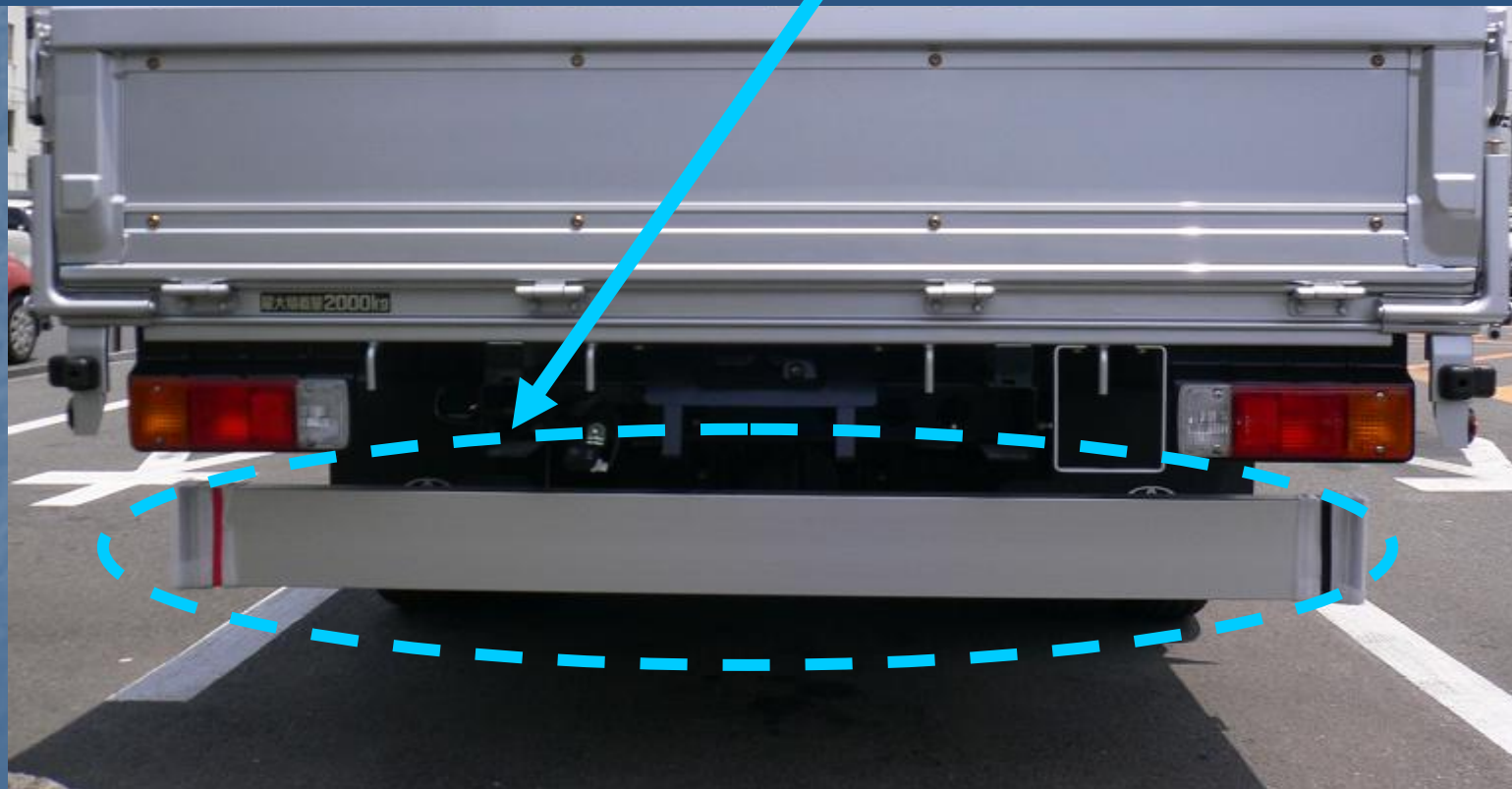
車両総重量3.5t以下



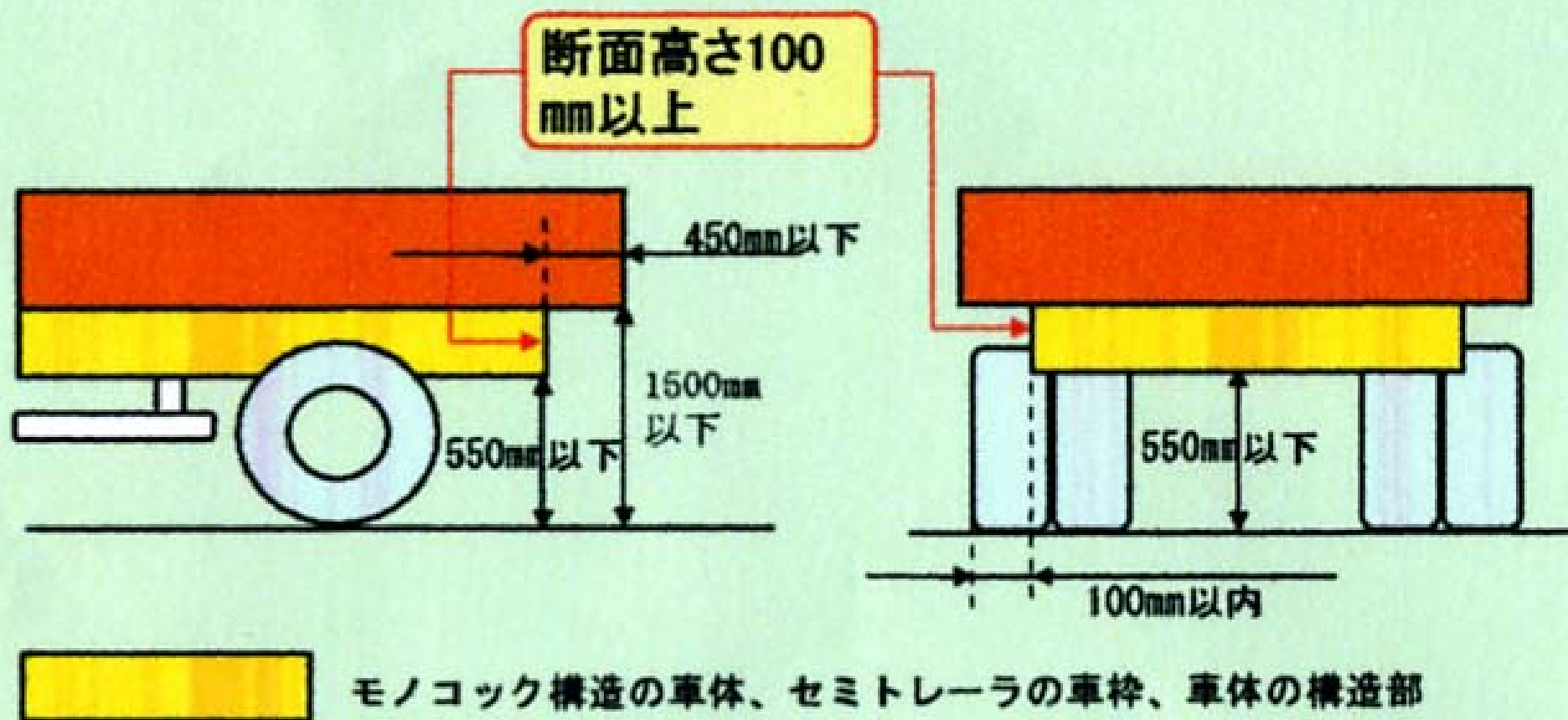
GVW3. 5トン超突入防止 装置



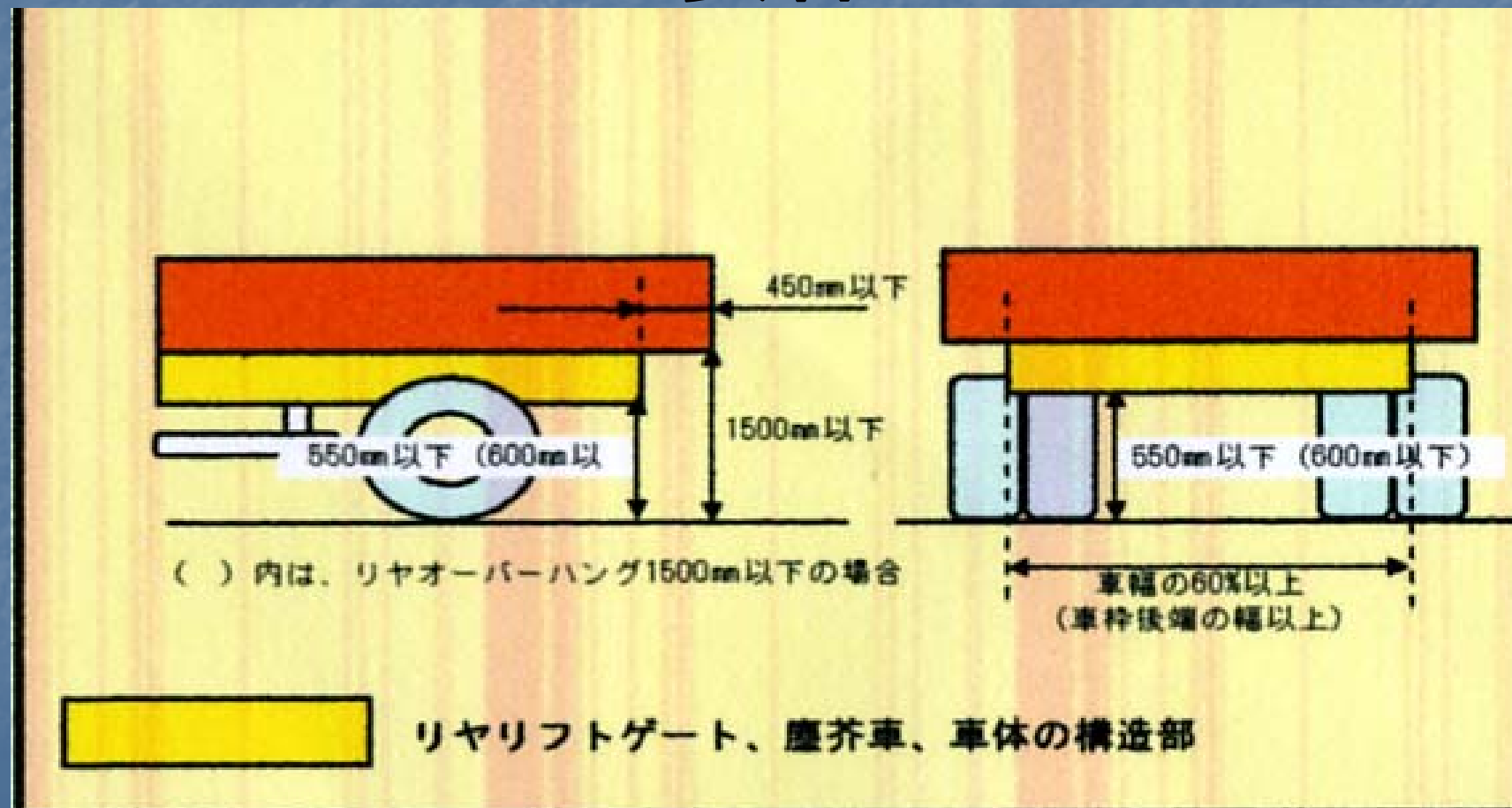
GVW3. 5トン超突入防止装置



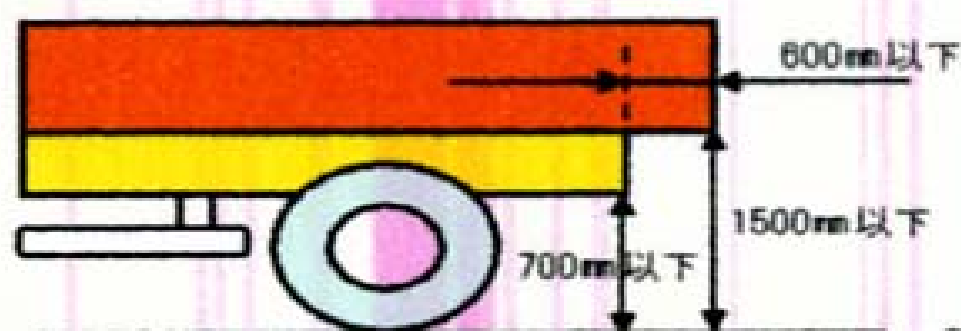
GVW7トン以上の貨物自動車 突入防止装置が不要の要件



GVW7トン未満～3.5トン超の 貨物自動車突入防止装置が不要 の要件



GVW3. 5トン以下の普通貨物自動車 突入防止装置が不要の要件

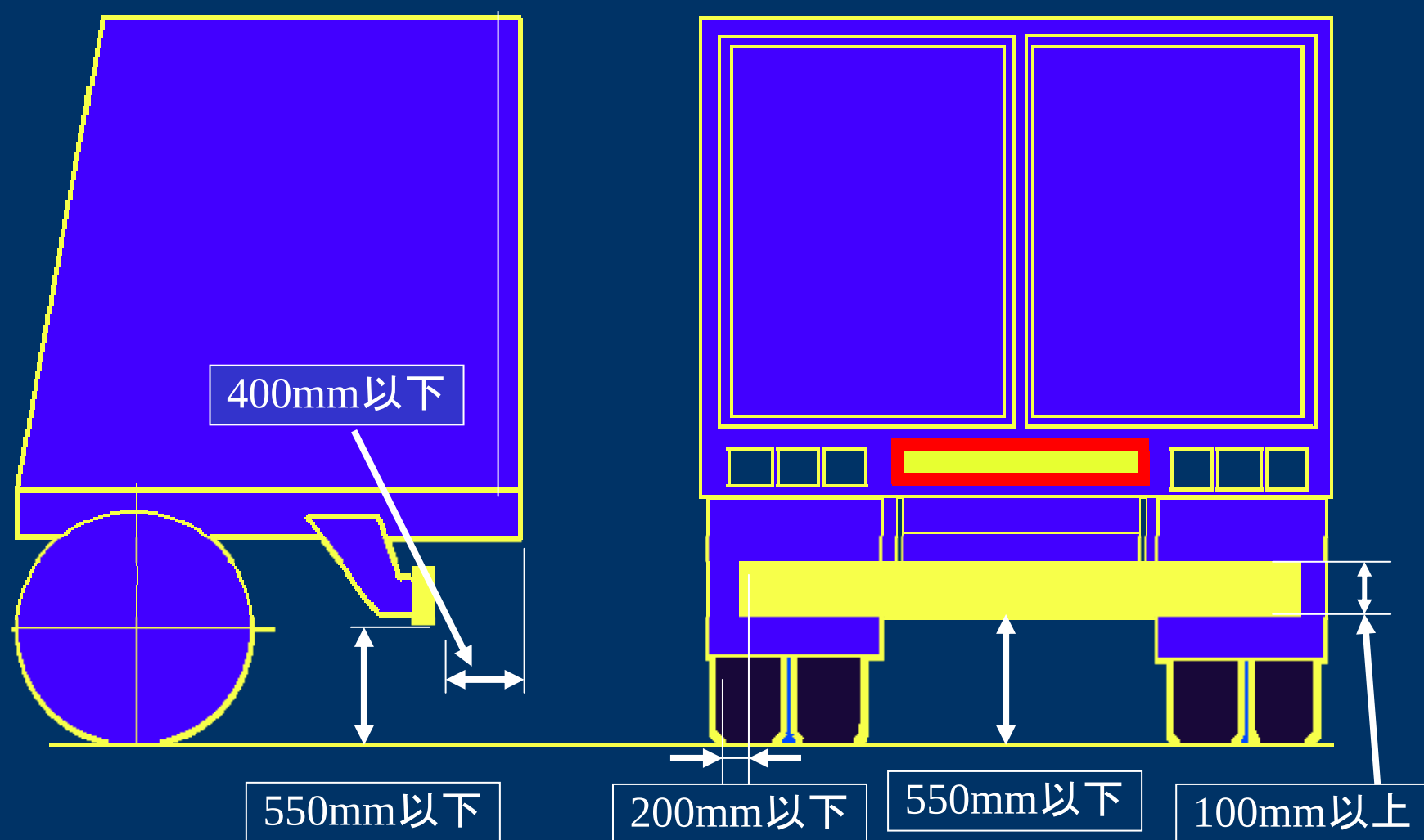


() 内は、リヤオーバーハング1500mm以下の場合

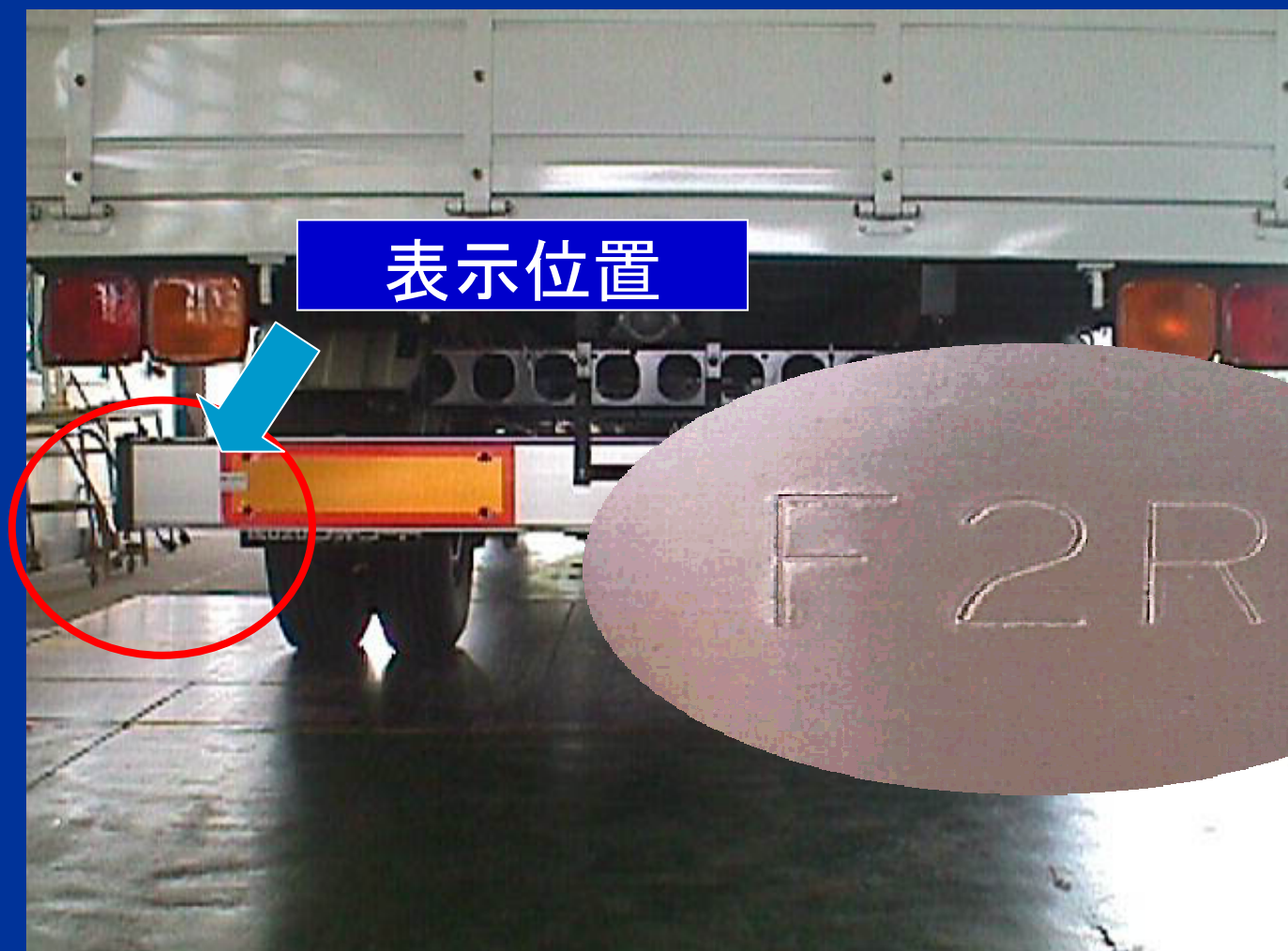


リヤリフトゲート、塵芥車、車体の構造部

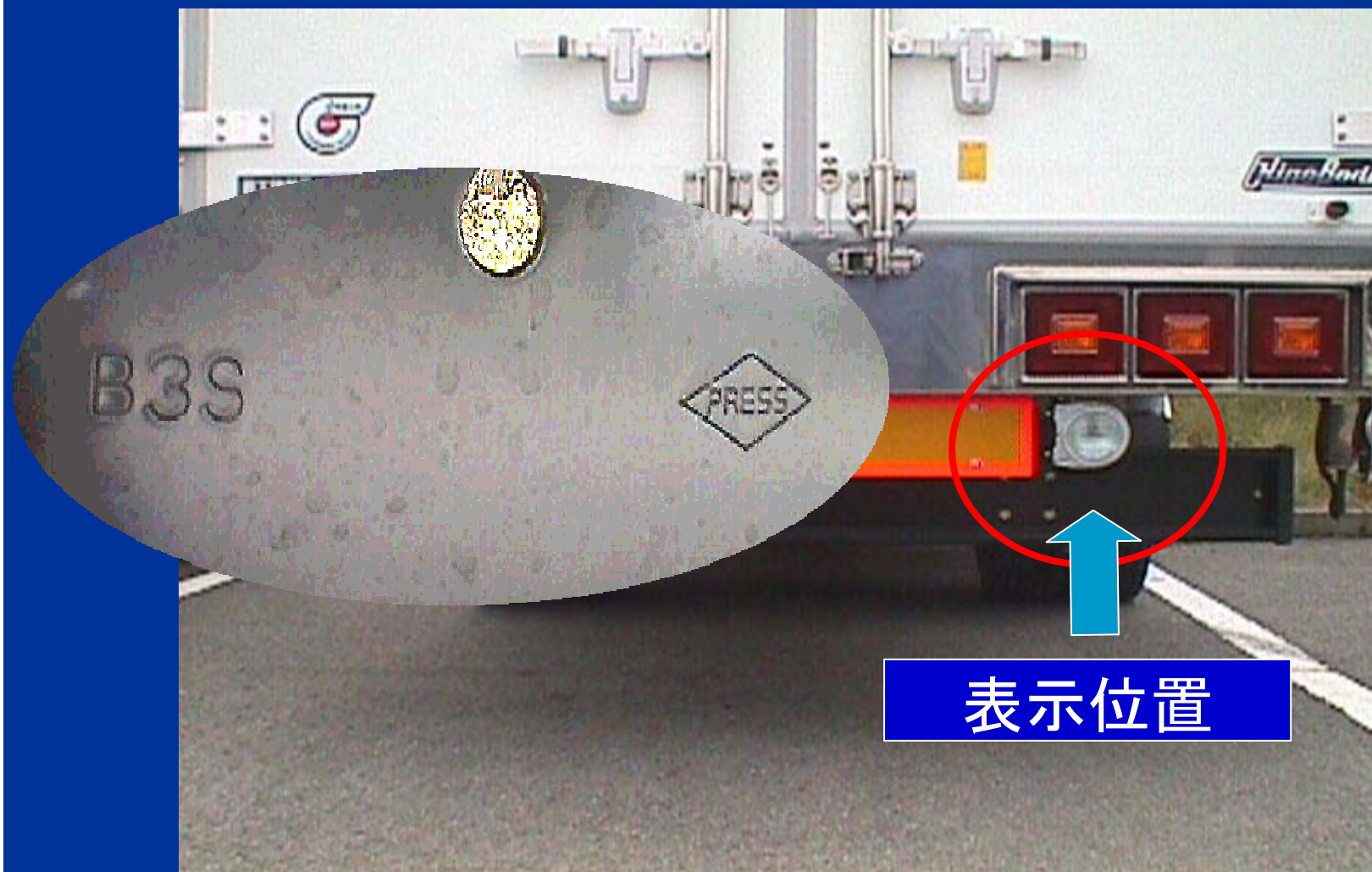
大型後部突入防止装置の取付け基準



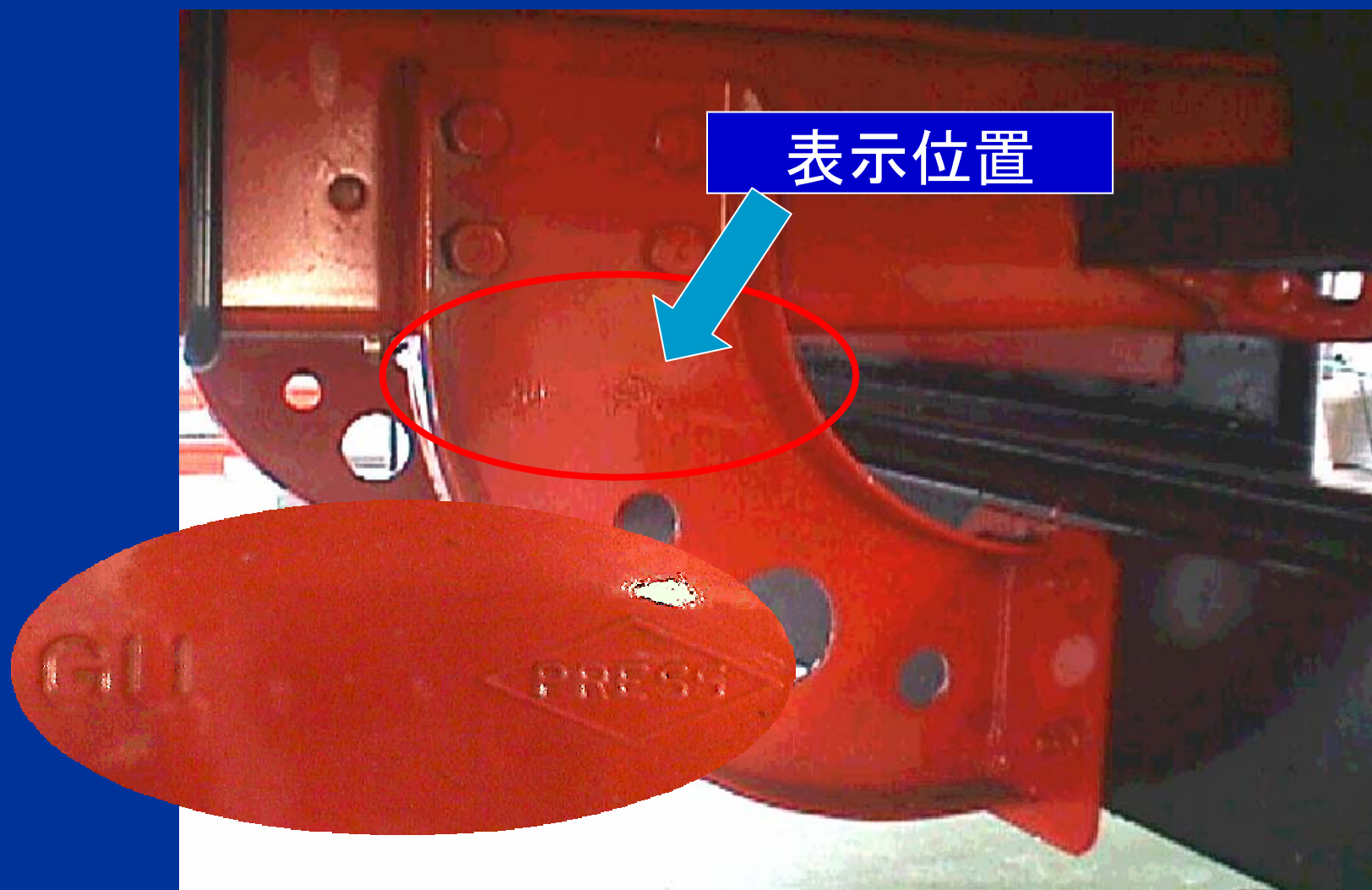
大型後部突入防止装置並びに 技術基準適合表示例(8トン未満)



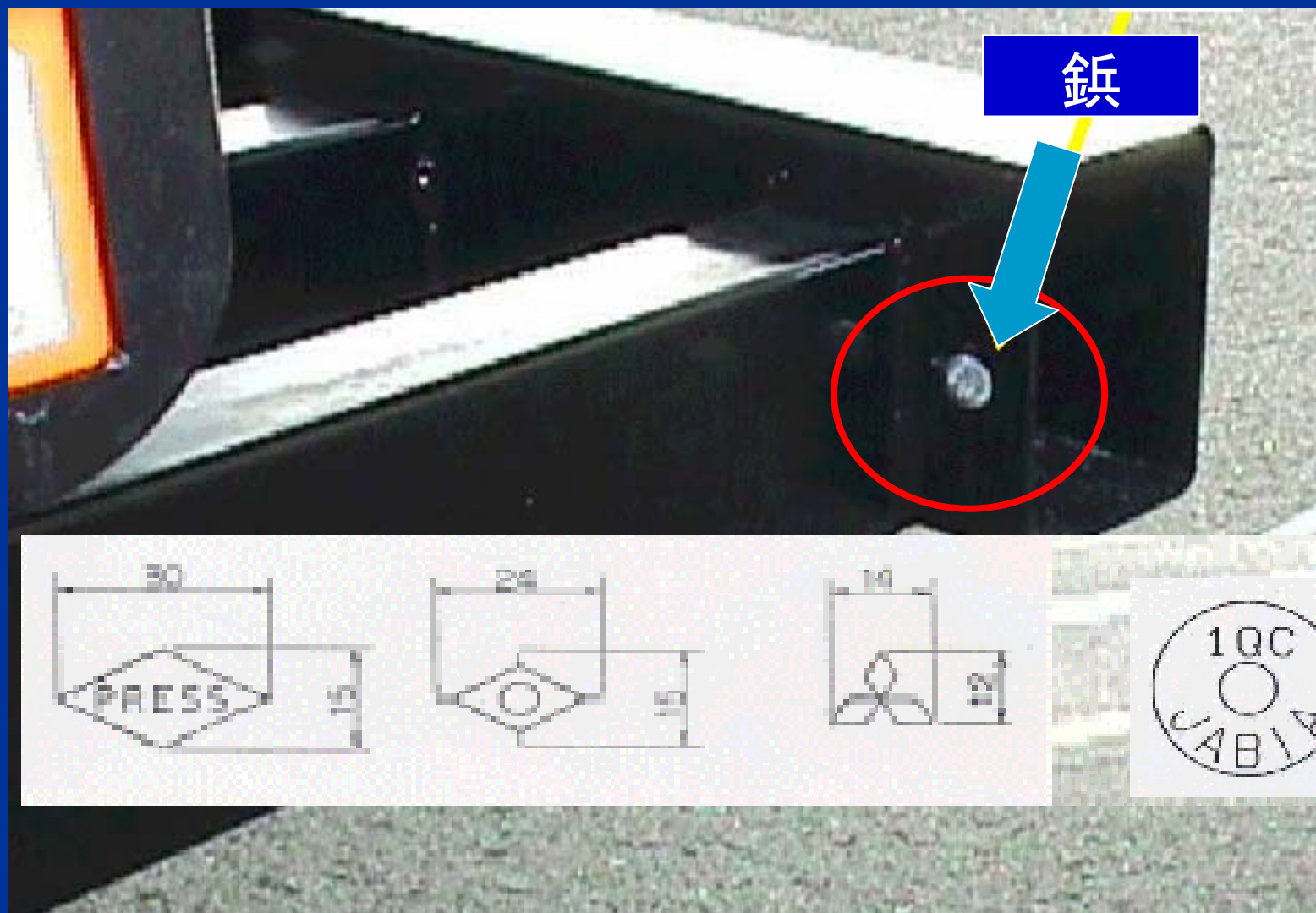
大型後部突入防止装置並びに 技術基準適合表示例(8トン超え)



大型後部突入防止装置取付けステーの 技術基準適合表示例(8トン未満)



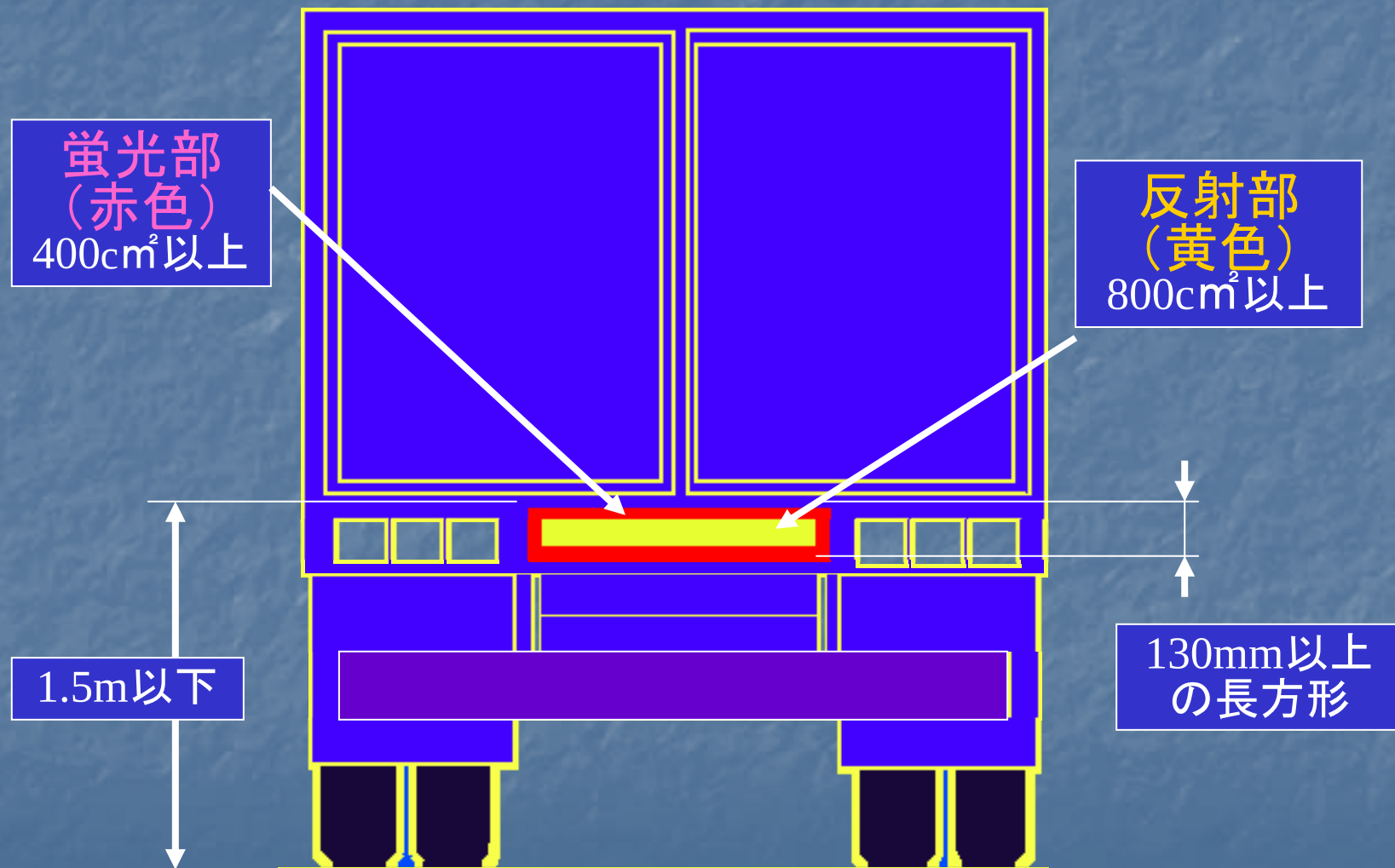
大型後部突入防止装置の技術基準適合品表示例



大型後部反射器について



大型後部反射器取付け基準



大型後部反射器及び取付け例

単体の例



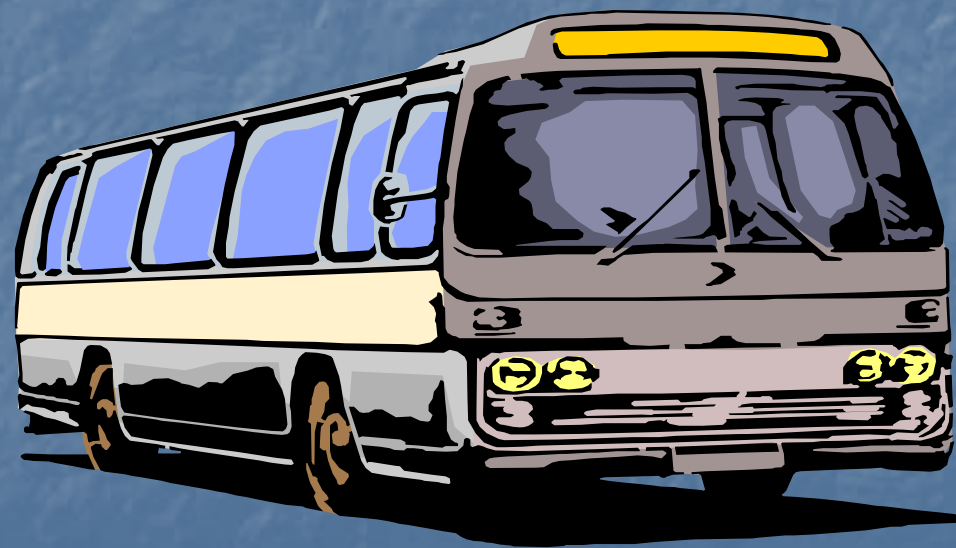
分割の例



大型後部突入防止装置の対象車種の拡大について



受験時の留意事項



自動車の視界基準について

概要

①. 前方視界基準

1. 対象車種

新車及び使用過程車を問わずに次に掲げる自動車

①乗車定員10人以下の乗用自動車

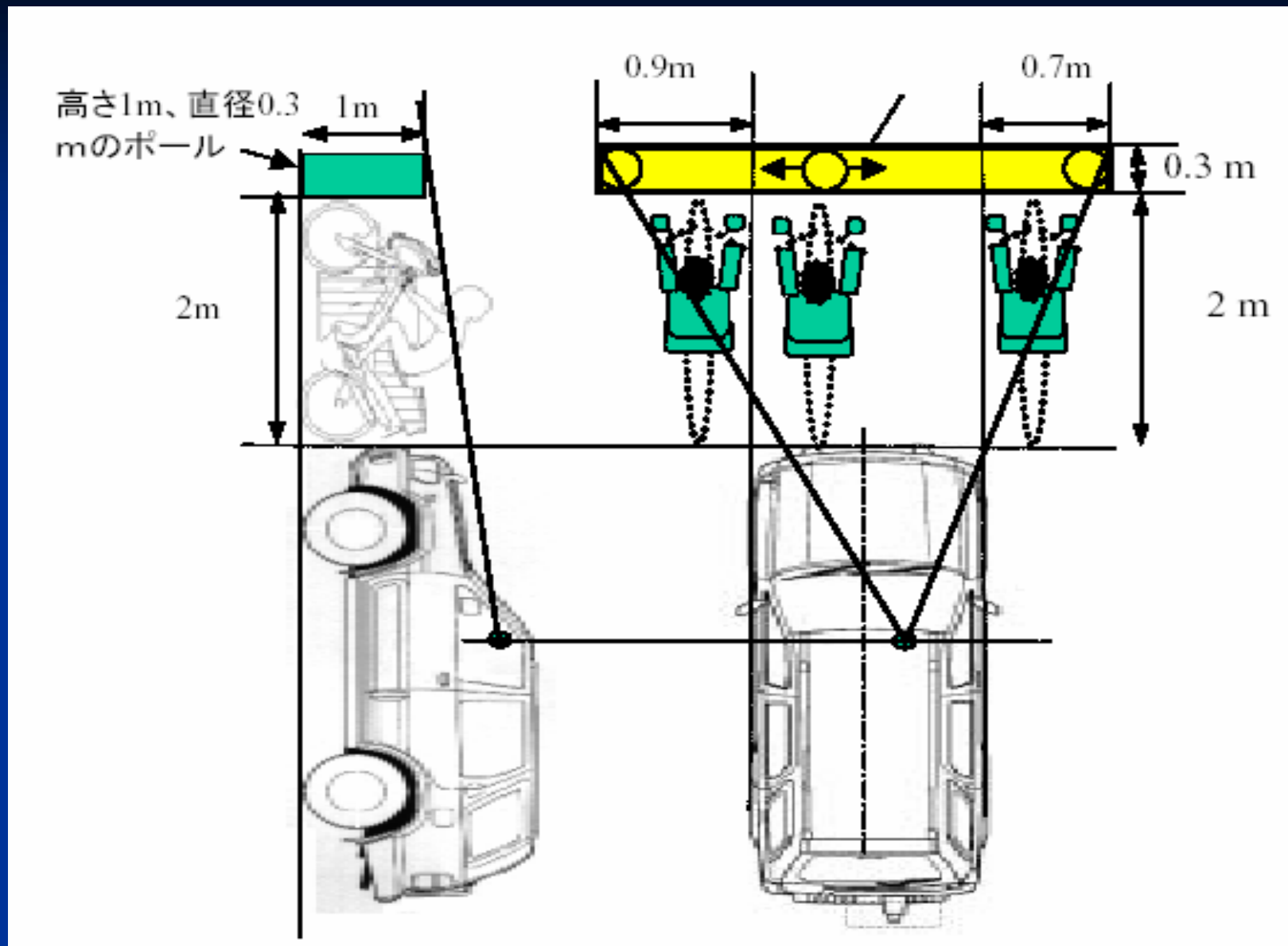
②車両総重量が3.5トン以下の自動車
(乗車定員11人以上の自動車を除く)

③軽自動車

2. 適用時期

平成17年1月1日





注) 左ハンドルの場合には左右逆となる。

前方視界の実測



標準車は黄色の円柱が見えます。



カーナビによって黄色の円柱が隠れます。

②. 直前側方視界基準

1. 対象車種

軽自動車、小型自動車及び普通自動車
(乗車定員11人以上のもの及び車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のものを除く。)

2. 適用時期

新型生産車: 平成17年1月1日以降に製作された
自動車

継続生産車: 平成19年1月1日以降に製作された
自動車

3. 基準概要

(1)要件

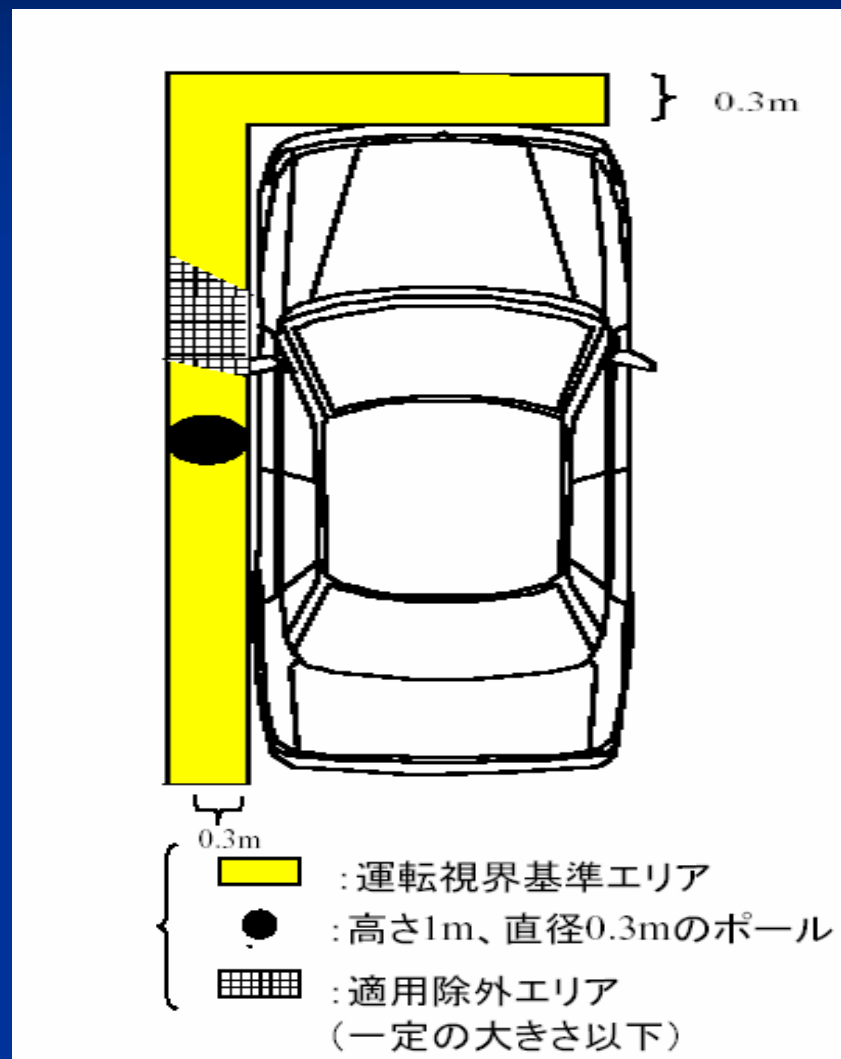
自動車の前面及び左側面(左ハンドル車にあっては右側面)に接する高さ1m、直径0.3mの円柱(6歳児を模したもの)を直接に又は鏡、画像等により間接に視認できること。

(2)適用除外

① Aピラー(窓枠のうち車両最前にあるもの)及び室外後写鏡による一定の大きさ以下の死角

② ワイパー、ステアリングホイールにより死角となる部分

直前側方視界基準



視界を確保するため
に備えられた鏡の例



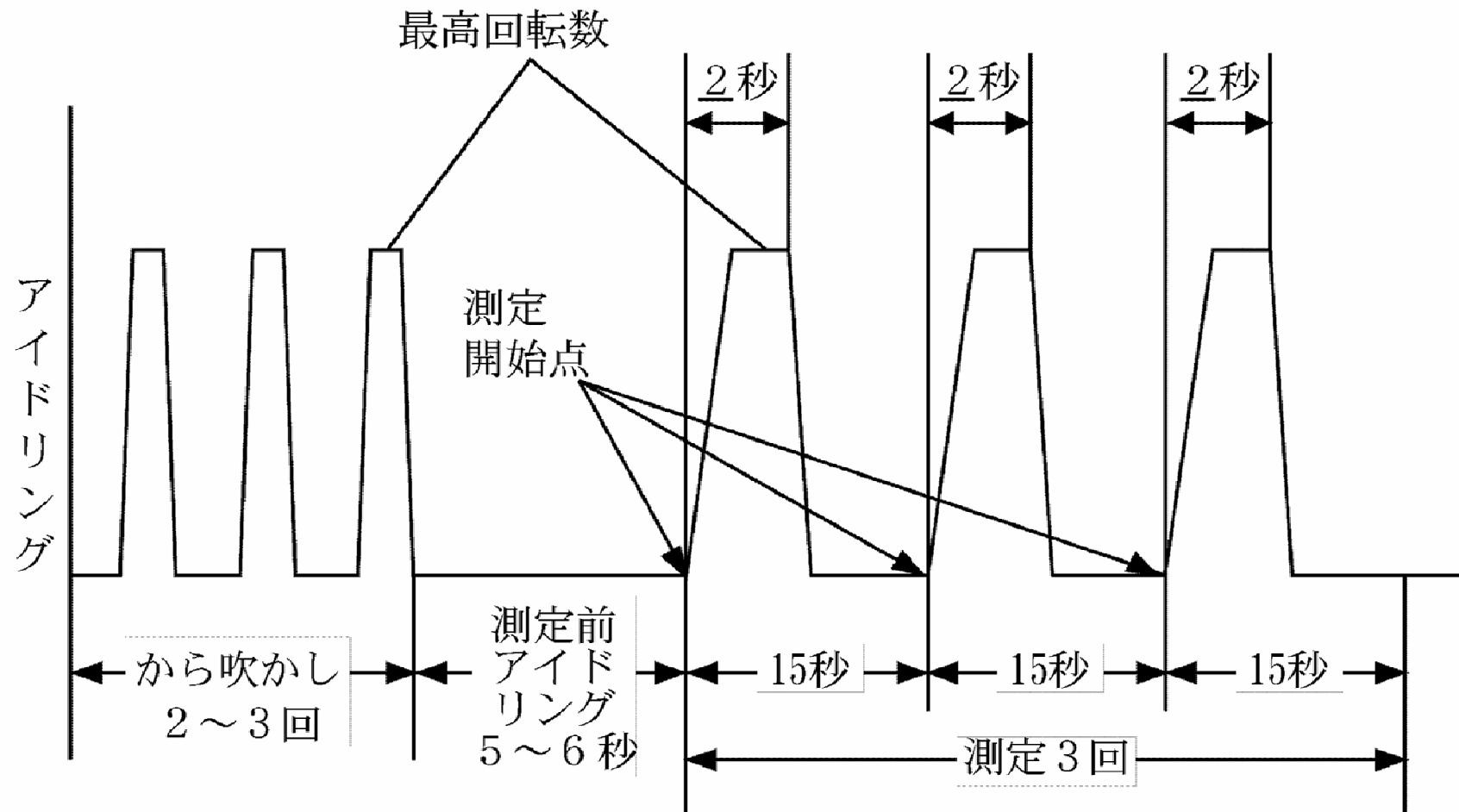
自動車排出ガス・アイドリング規制及び 無負荷急加速モード黒煙規制

整備主任者研修

(1)ディーゼル車の黒煙検査について

25%規制車 →	下記以外の車両
40%規制車 排出ガス識別記号 2桁で次の車両 →	KA-, KB-, KC-, KD-,
50%規制車 排出ガス識別記号 1桁の車両 →	S-, U-, P-, Y-, 排出ガス識別記号 のない車

ディーゼル・スモーク



自動車排出ガスアイドリング規制

規制値 車種	CO (%)	HC (ppm)	識別記号
小型二輪車	4.5	2000 7800	BC BD
軽自動車	2.0	500	GD・GF・GM
四輪車	1.0	300	GC・GE・GF～ TA・TB～ LA・AAA等

自動車排ガス測定装置の車種選択ボタン



排気ガステスタの選択ボタンについて

ガソリン・LPG平成10年規制前(型式欄)

「Aー」 「Bー」 「Cー」

「Eー」 「Hー」 「Jー」

「Lー」 「Mー」 「Rー」

「Tー」 「Zー」 「GAー」

「GBー」 及び 「識別記号なし」

の車両については、選択ボタン「C」を押してからプローブを挿入してください。

速度計判定値の変更

旧基準

34. 8km/h～44. 4 km/h

新基準(平成13年6月30日～)

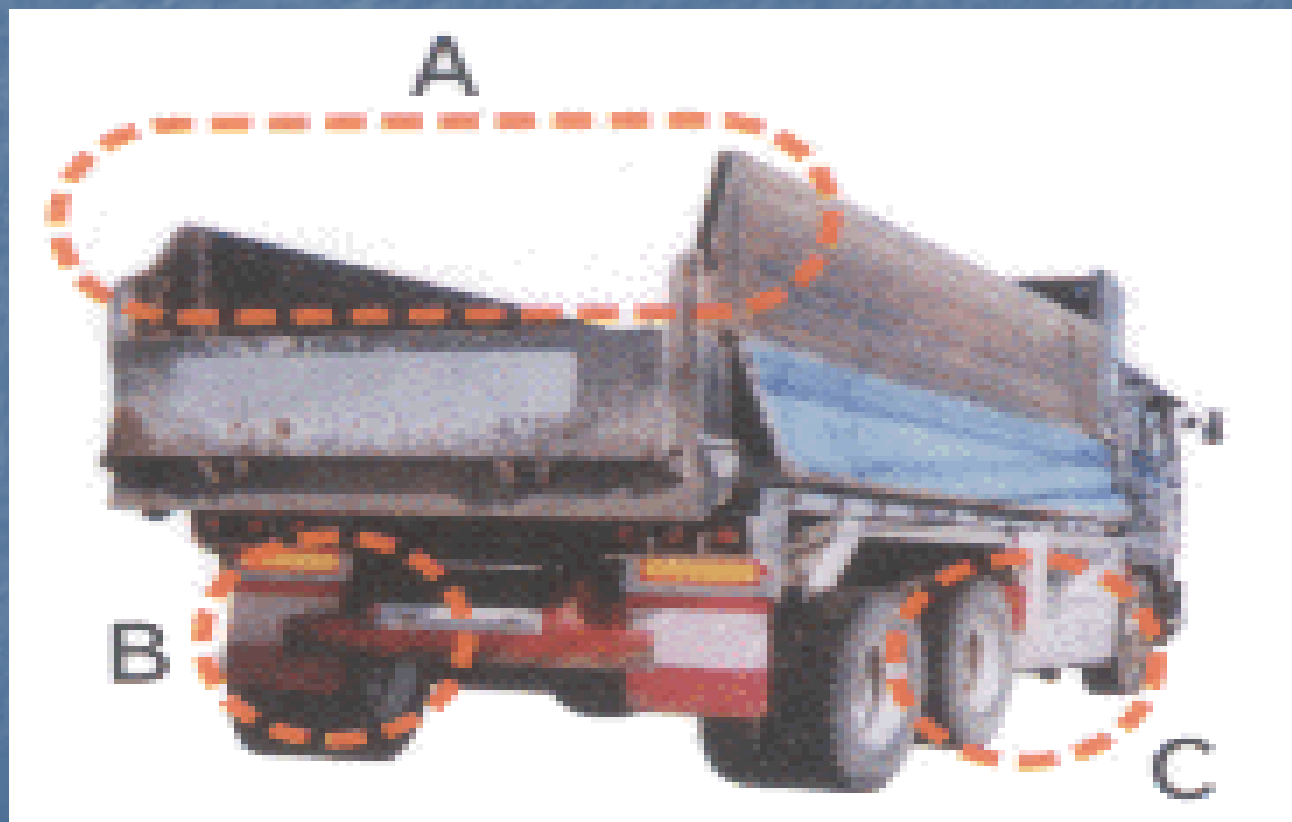
31. 0km/h～44. 4 km/h

平成19年1月1日以降の製作車

31. 0km/h～40. 0 km/h

※2輪等にあつては31. 0 km/hを29. 1 km/hに読み替える

大型自動車等に関する不正改造(二次架装)の防止について



主な二次架装の例

- 燃料タンクの増設
- 荷台に鉄板を補強のため追加で貼付
- 大型トラックの後面プロテクターの取り付け(全長が基準を超えるものがある)
- 高い荷台あおりへの変更

構造等変更検査について



構造等変更検査改造例

構造等変更検査に該当する範囲	改造等の例示
長さ・幅・高さ	オーバーフェンダー等
車体の形状	キャブオーバーからバン
原動機の型式	A型からB型
燃料の種類	ガソリンからLPG等
旅客自動車運送事業の用に供する場合	自家用から事業用
用途	貨物から乗用
乗車定員	2人から3人
最大積載量	2トンから3トン

自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等
における取扱いについて
(指定部品)

構造装置の軽微な変更時の取扱い 取り付け方法

1. 簡易な取付方法
 - ・・・手で容易に着脱
2. 固定的取付方法
 - ・・・簡易、恒久的以外の方法
3. 恒久的取付方法
 - ・・・溶接、リベットで装着

構造装置の軽微な変更時の取扱い

長さ、幅、高さ、車両重量の範囲

	長さ	幅	高さ	車両重量
検査対象軽自動車 小型自動車	± 3 cm	± 2 cm	± 4 cm	$\pm 50\text{kg}$
普通自動車 大型特殊自動車				$\pm 100\text{kg}$

構造装置の軽微な変更時の取扱い

取扱いの範囲

	長さ、幅、高さ、車両重量	
	指定部品	指定部品以外
簡易的取付	○	○
固定的取付	○	一定範囲内：○ 以 外：×
恒久的取付	一定範囲内：○ 以 外：×	

注 ○：記載事項の変更又は構造等変更検査の手続き不要
 ×： " 又は " の手続き必要

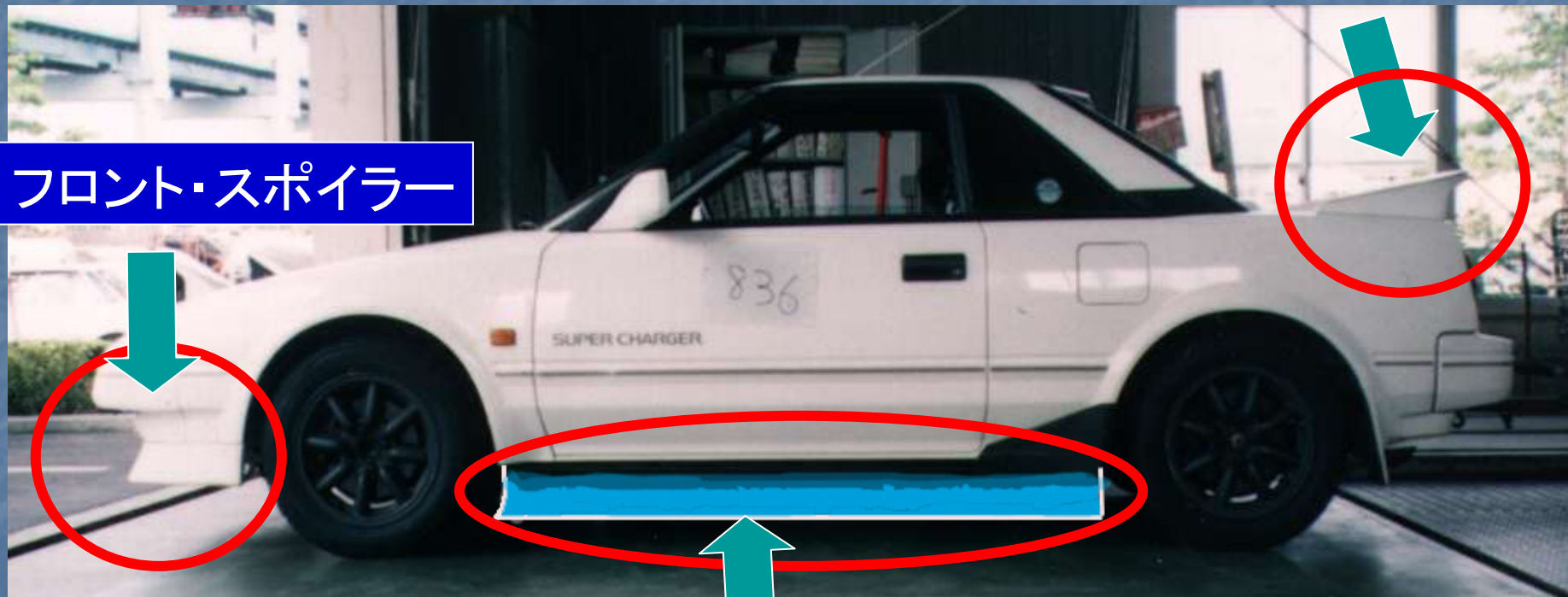
エアロパーツ取付例



指定部品装着車両の検査時の留意事項

リヤ・スポイラー

フロント・スポイラー



サイド・スカート

エンクローズド・ランゲージ・キャリア取付例



導風板取付け例



二輪車のウインドシールド取付例



指定外部品装着車両の検査時の留意事項



シャックルの変更

タイヤ負荷能力の算定等に係る 審査事務規定への規定について



改正の概要

(1) タイヤ負荷能力の算定方法

①ロードインデックス表示から算定を基本とし、その表示が無いものは JATMA YEAR BOOKの最大負荷能力とする。

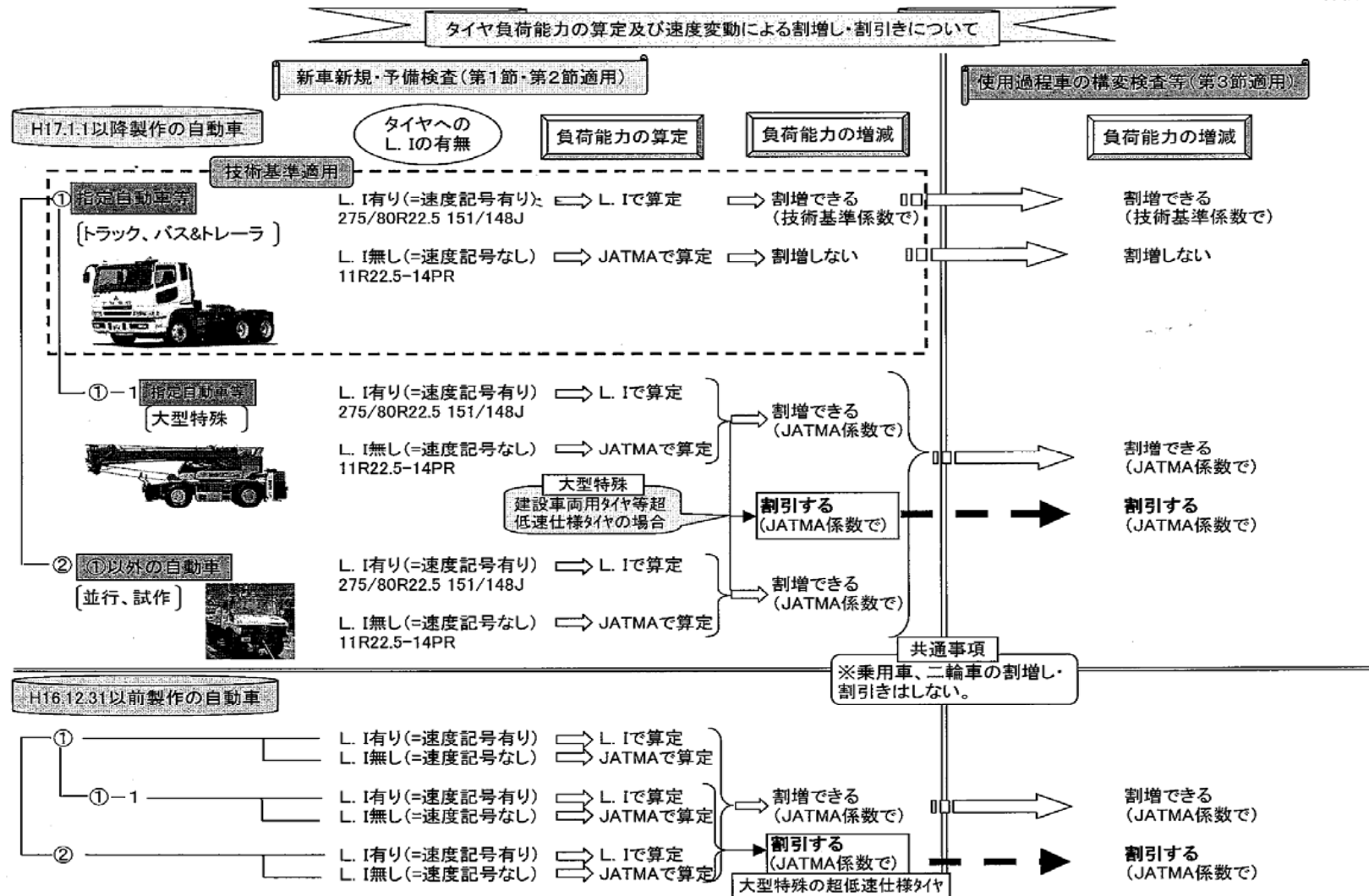
②大型特殊自動車であって、自動車の構造上の最高速度がタイヤの使用最高速度を超える場合には、自動車の最高速度に応じ、負荷能力を割引できる。

③自動車の車両構造上の最高速度が、タイヤの使用最高速度未満の場合には、自動車の最高速度に応じ、負荷能力を割増できる こととした。(乗用車、二輪車等を除く。)

この場合において、負荷能力の割増は、タイヤの技術基準が適用される平成17年1月1日以降製作されたものと、それ以前製作のものとの区分した。

速度変動における負荷能力の割増し割引きについて

別紙



(2) 乗用タイヤを貨物自動車へ装着した場合

乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合及びその逆の場合にあっても、ロードインデックス表示から算定を基本とし、その表示が無いものはJATMA YEAR BOOKの最大負荷能力の算定方法とすることとした。

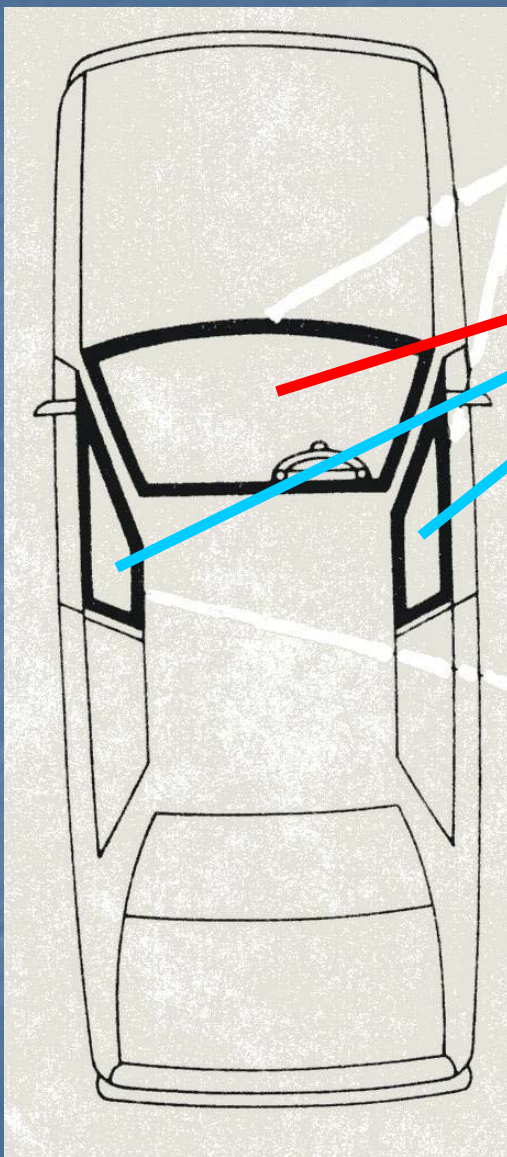
着色フィルム、ステッカー等の貼付禁止

サングラスカー



ステッカー貼付





着色フィルム
、ステッカー等
貼付禁止

(参考)

新型自動車・型式指定車

可視光線透過率
72～78%

窓ガラスへの貼付物等について 貼付しても良い例

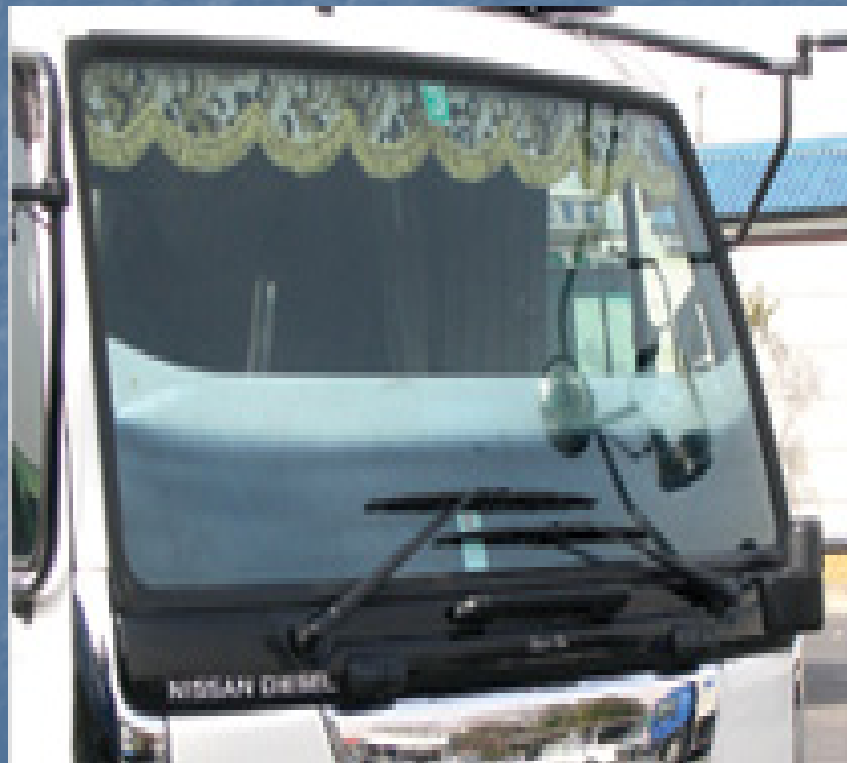


盗難防止装置が備えられていることを表示する標識で、一定の範囲内に貼付されたもの（後縁から125mm以内・下縁から100mm以内）

側面ガラスに貼付されるステッカー の取り付け位置について



前面ガラス等への装飾板の 装着禁止について



自動車の前面ガラス等の装着版の禁止

保安基準第29条の一部改正

(1) 背景

近年、大型トラック等において運転者の視界を妨げるいわゆる装飾板の装着が問題となり、国土交通省では、その対策を検討するため、装飾板の種類、装着実態等に関する調査を行いました。

この調査結果から、装飾板を取り付けることを明確に禁止することが対策として有効であるという結論に至り、道路運送車両の保安基準の一部を改正することとしました。

(2) 改正概要

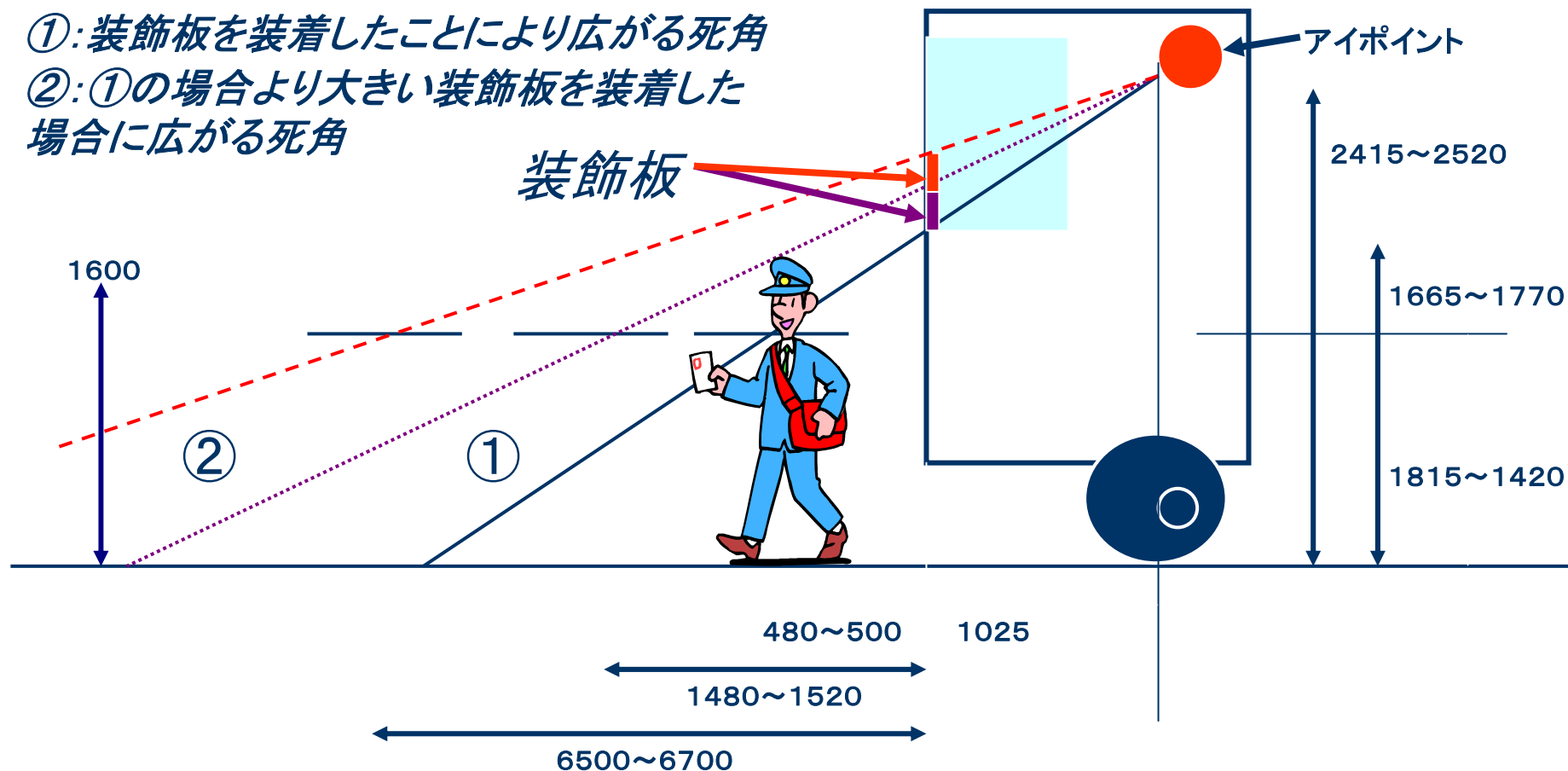
装飾板を前面ガラス又は側面ガラスの内側にはめ込んだ場合、可視光線透過率が70%未満となる状態は、基準不適合とし禁止するよう所要の改正を行った。

規制の概要

- 対象自動車：被牽引自動車以外の全ての自動車
- 規制の内容：前面及び側面ガラス（運転席より後方の部分を除く）に装飾板を装着した状態は、基準不適合とする。
（可視光線透過率が70%以上となるものは除く。）
- 規制の開始：平成17年1月1日

大型車両の装飾板の死角について、車両寸法を元に検証したところ(下図参照)、高さ30cmの装飾板を装着した場合、身長160cmの人の頭部を確認するためには、車両前端から人までの距離が約1.5m離れていることが必要となり、更に、より大きな高さ60cmの装飾板を装着した場合には約6m以上離れていることが必要となる。

- ①: 装飾板を装着したことにより広がる死角
②: ①の場合より大きい装飾板を装着した場合に広がる死角



不適切な補修等の禁止規定

- ① 灯火器の破損、亀裂等が粘着テープ類により補修されているもの
- ② 各種ダストブーツ類の破損、亀裂等が針金類又は粘着テープ類により補修されているもの
- ③ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ④ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの

不適切な補修等の禁止規定

- ⑤ 排気管に空き缶、軍手、布類等の異物が詰められているもの
- ⑥ 走行装置の回転部分付近の車体（フェンダー）にベルト類、ホース類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発泡スチロールが取り付けられているもの
- ⑦ 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、すべての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取り外されていないもの

不適切な補修等の禁止規定

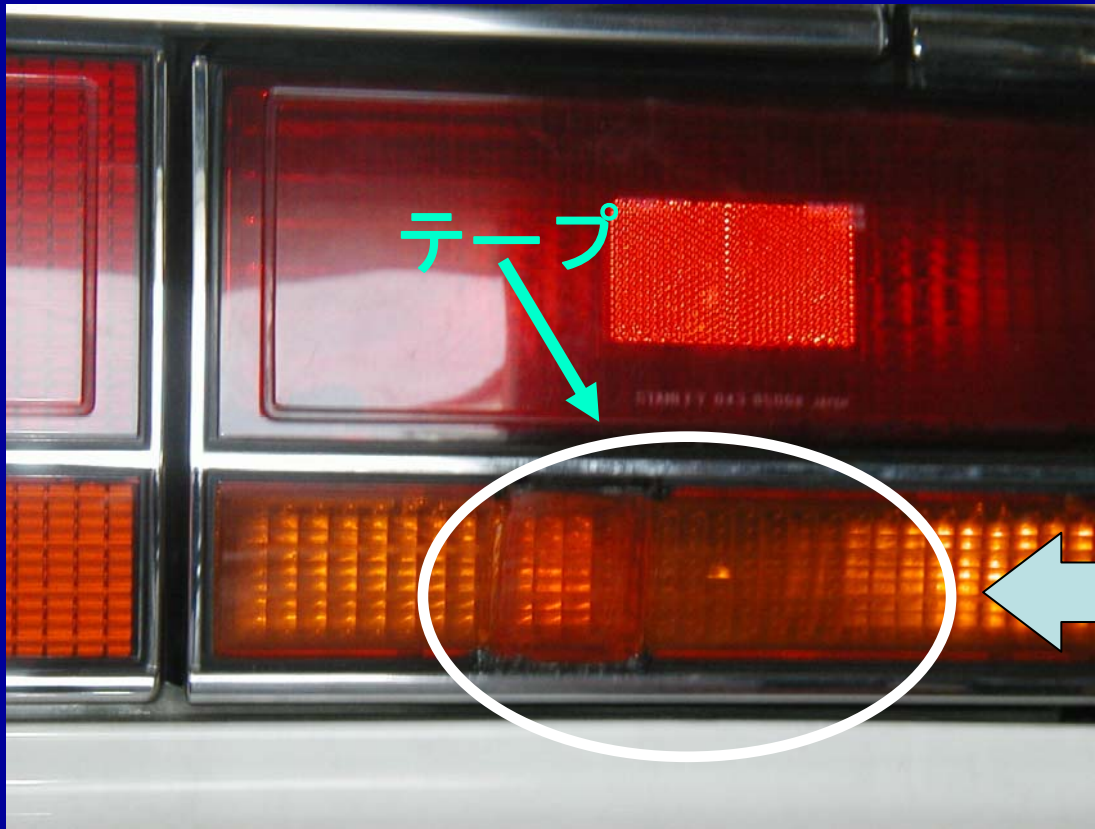
- ⑧ 不点灯状態にある灯火（速度表示装置及び⑦の灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの

不適切な補修等の禁止規定

- ⑩ 灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取り付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同ーの方法で取り付けられたものを除く。）
- ⑪ 操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたものを除く。）に記入されているものの及び表示された内容が容易に消えるもの
- ⑨ 番号灯の一部が点灯しないもの

②不適切な補修に係る取り扱いについて

【不適合例①】



灯火器の破損、
亀裂等が粘着テ
ープ類により補
修されているも
の

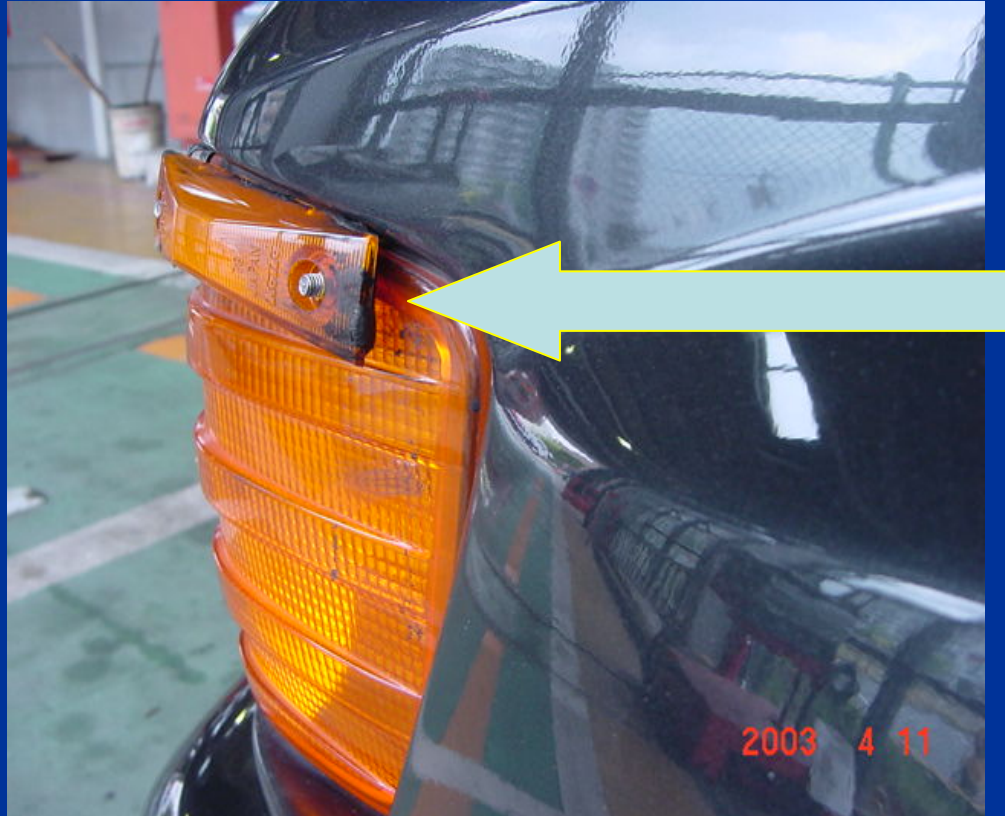
【不適合例②】



不点灯状態にある灯火（速度表示装置及び⑦の灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの



【不適合例③】



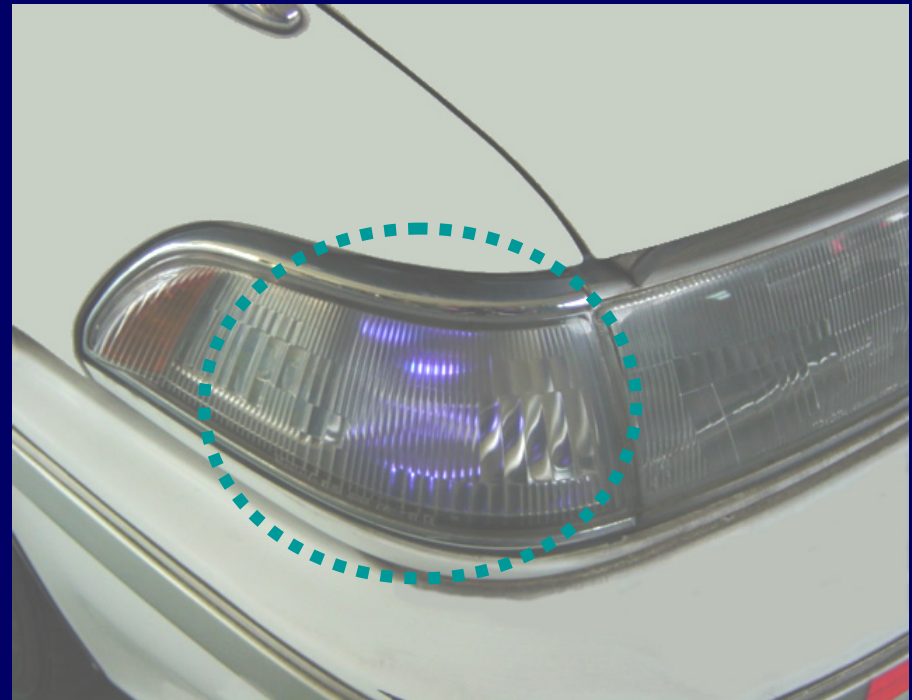
灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフエンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取り付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同じの方法で取り付けられたものを除く。）

灯火の色の変更には注意

適合



不適合



- 車幅灯は白色、淡黄色又は橙色でその全てが同一であること。

灯火器レンズ又はバルブの色あせについて

灯火器のレンズが退色又はバルブの塗装が劣化し、灯光の色が規定されている色と判断できない場合は、不適合となりますので注意してください。

不適合例 1 : 制動灯 (赤色 → 橙色)



赤色レンズの退色

灯火器レンズ又はバルブの色あせについて

不適合例2： 方向指示器 (橙色 → 黄色)



橙色コーティングバルブ
の色落ち

不適切な補修に係る取り扱いについて

【不適合例①】



走行装置の回転部分付近の車体(フェンダー等)にベルト類、ホース類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発泡スチロールが取り付けられているもの

クリアレンズ等について



従来のレンズの取付例

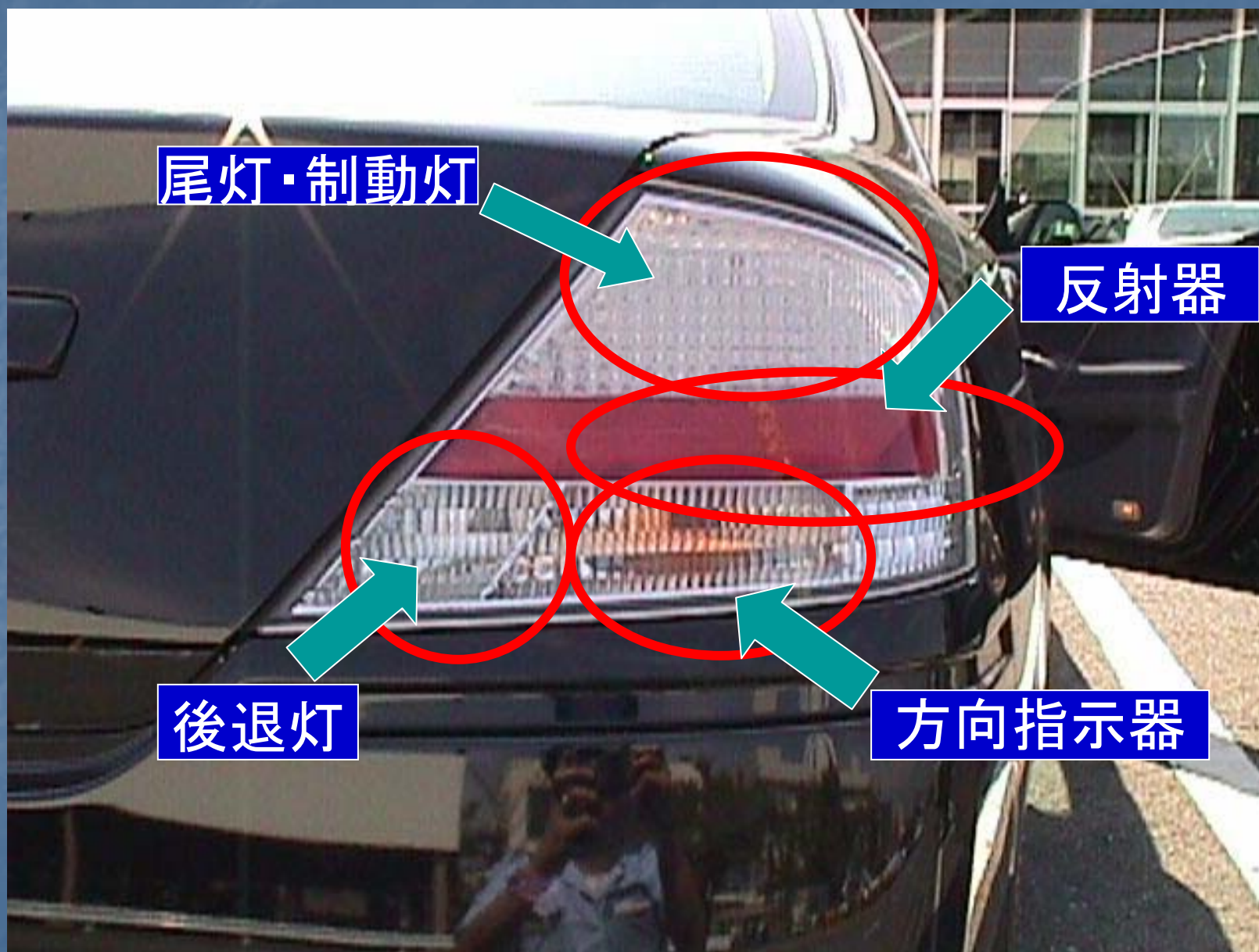


橙色のレンズ

クリアレンズの取付例(前)



クリアレンズの取付例(後)



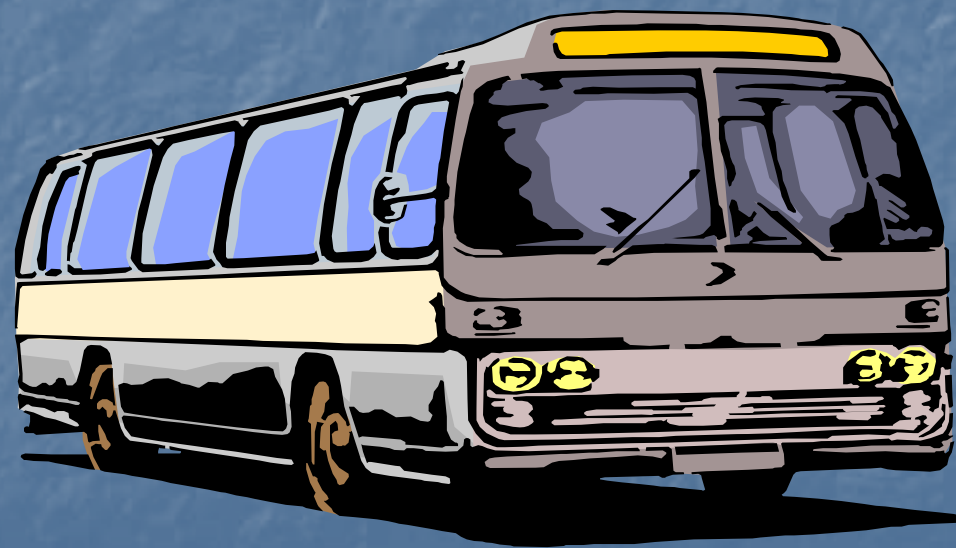
クリアレンズの点灯時の例



スモーク(黒色)のレンズ取付例



受験時の留意事項



審査時における指示等

- (1) 検査担当者は、審査時において、受検車両（検査を受ける自動車という。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。
- ① 検査中は検査票を保持すること。
 - ② 下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。
 - ③ 車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
 - ④ 排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
 - ⑤ 荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
 - ⑥ 座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
 - ⑦ 窓ガラスは取り外された状態でないこと。
 - ⑧ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火に装着されているカバー等は取り外した状態とすること。
 - ⑨ エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、支持棒等により保持した状態とすること。
 - ⑩ 運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガを閉じた状態とすること。
 - ⑪ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又窓拭器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
 - ⑫ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により原動機の始動及び停止を行うこと。
 - ⑬ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。⑭ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
 - ⑮ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

- ⑯ 記録器のあるコースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
 - ⑰ 検査が終了した場合（再検査の場合を含む。）には、検査票に総合判定結果の記入を受けること。
 - ⑱ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。
 - ⑲ 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態とすること。
 - ⑳ 軽油を燃料とする自動車はアクセルペダルのストッパボールはアクセルワイヤの改造等を行って当該原動機の最高回転数を一時的に低下させた状態としないこと。
- （２）受検者が検査担当者に対し、不当な要求、威圧・暴力行為を行った場合は、警報装置を作動させ、検査担当者全員が全ての審査業務を中断し、当該事案の発生場所に駆け付けるとともに、必要に応じ警察への通報を行う。

自動車検査法人ホームページ

ホームページアドレス

http://navi.go.jp



自動車検査受検時の事故にご注意

1. アクセルとブレーキを踏み間違えないようにご注意ください。
2. 降車時にはギアを中立又は駐車位置にしてください。
3. 停車時は駐車ブレーキを確実にかけて下さい。



検査受検時の事故！ご注意ください





おわり

キャンピング自動車の要件 (旧基準)

就寝設備 水平、平、定員の1／3以上(3人→2人)

1.8m×0.5m / 1人(子供1.5×0.4)

炊事設備 0.3m×0.2mの調理台

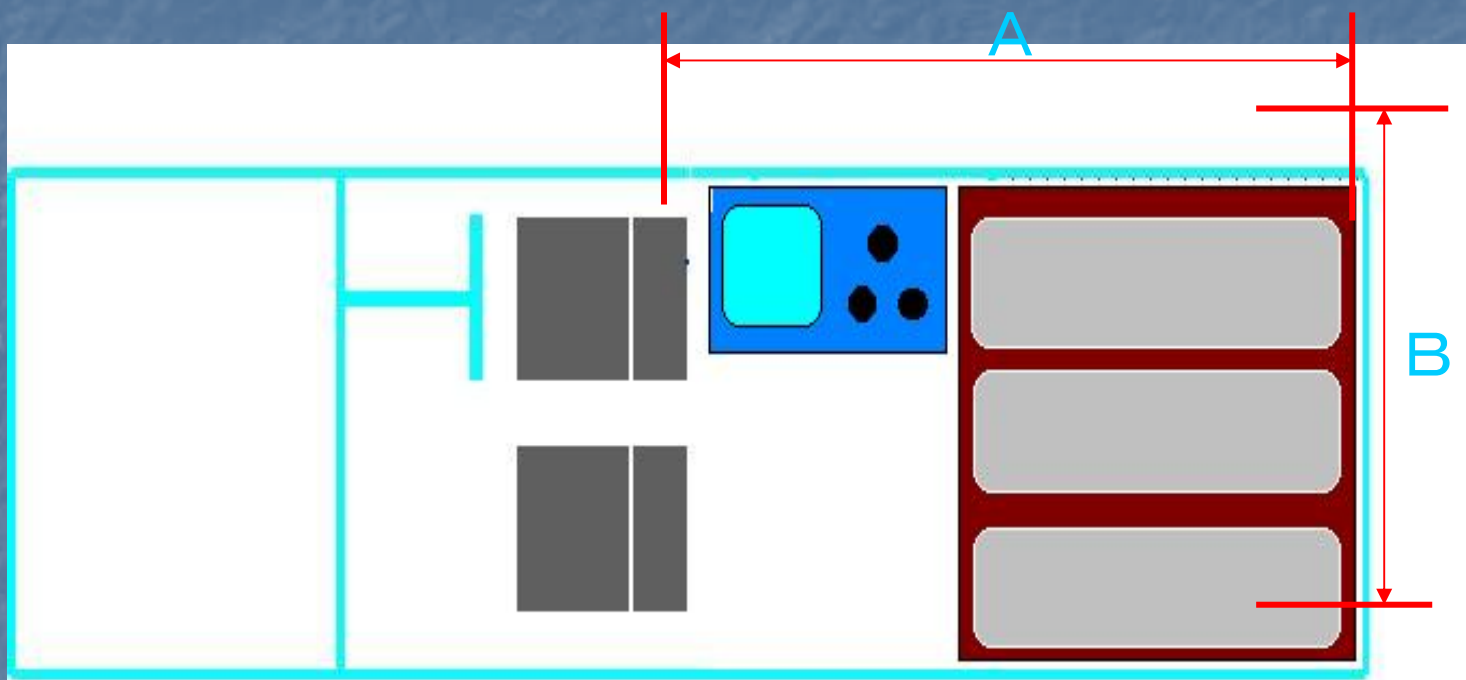
炊事を行うコンロ等

水道設備 10ℓ以上の給水タンク

10ℓ以上の排水タンク

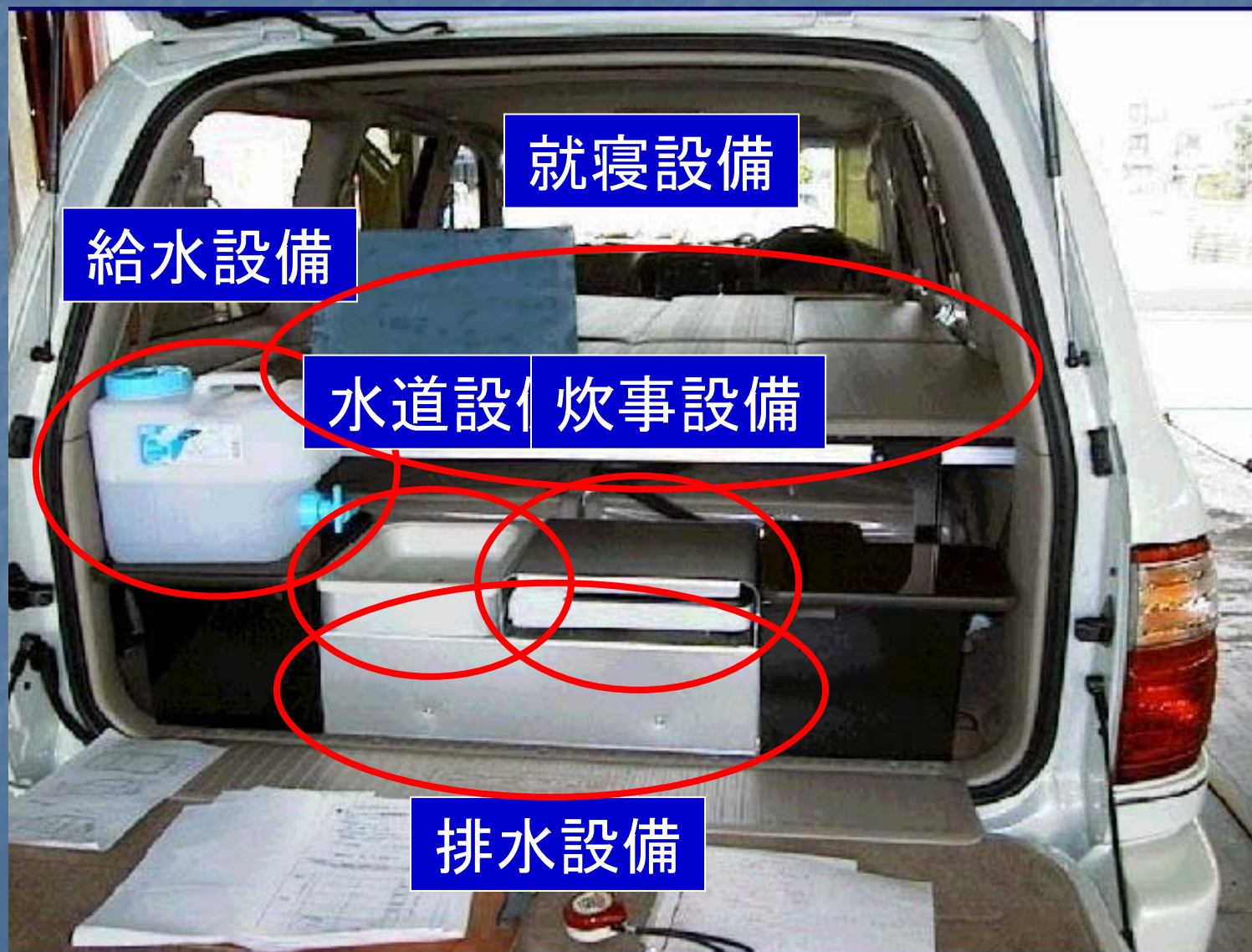
洗面台(水の溜めることの出来るもの)

キャンピング自動車の要件



○水道・炊事・就寝設備等 $\geq (A \times B) \div 2$

旧キャンピング設備の例



就寝部位の平面及び空間等



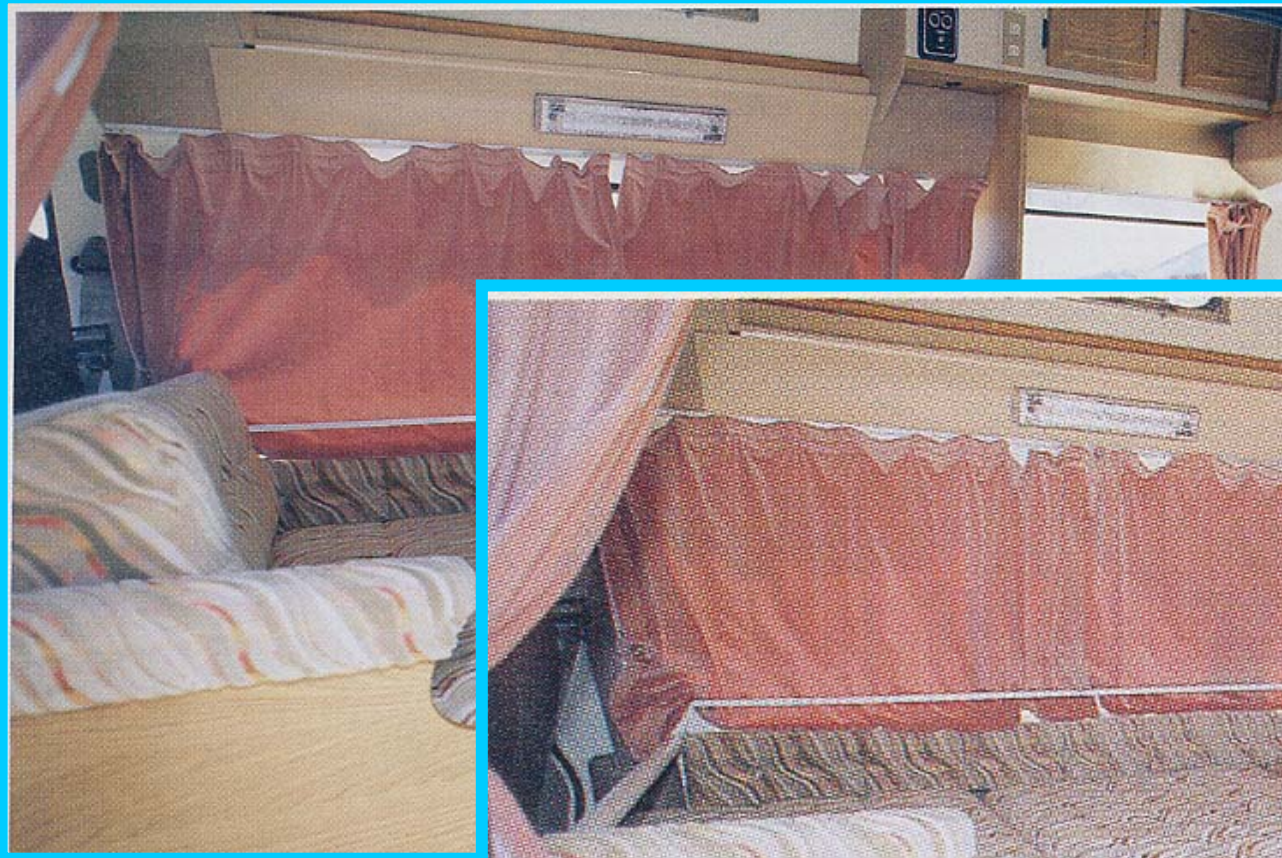
就寝部位の平面及び空間等

新キャンピング自動車の追加要件

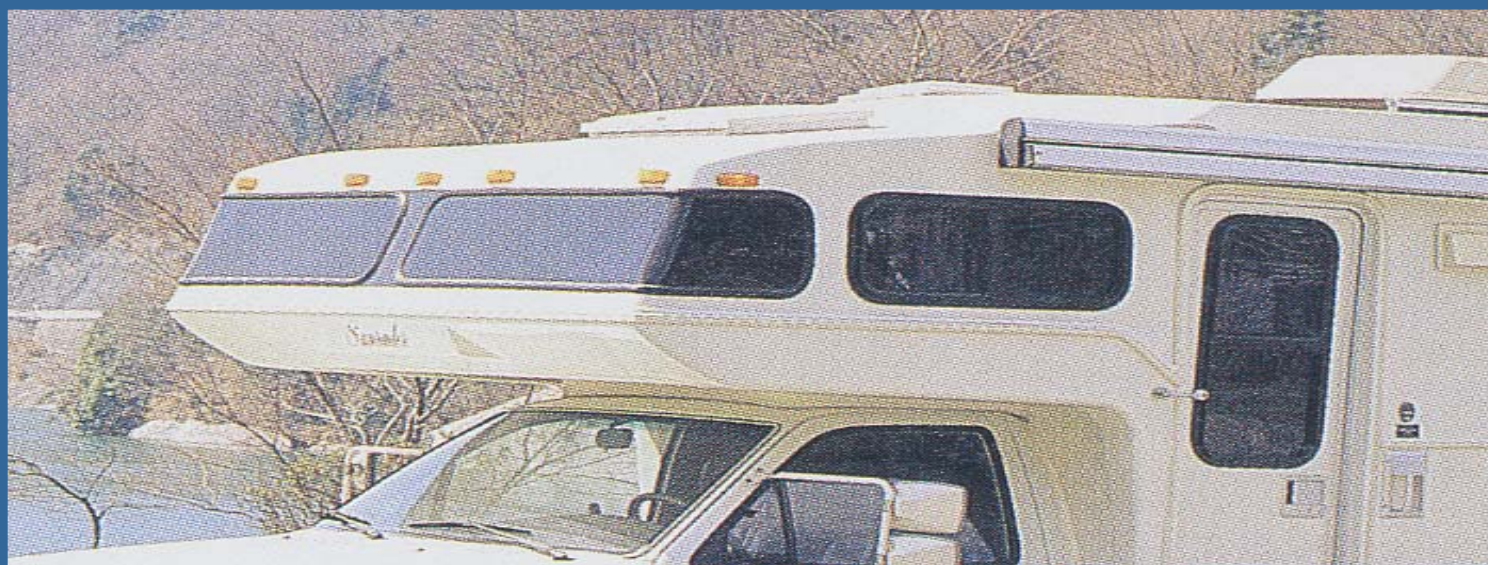
平成15年4月1日実施



兼用座席の条件を設定



二層構造の条件の設定



炊事・洗面台の有効高さの設定



炊事・洗面台・利用床面積と有効高さの設定

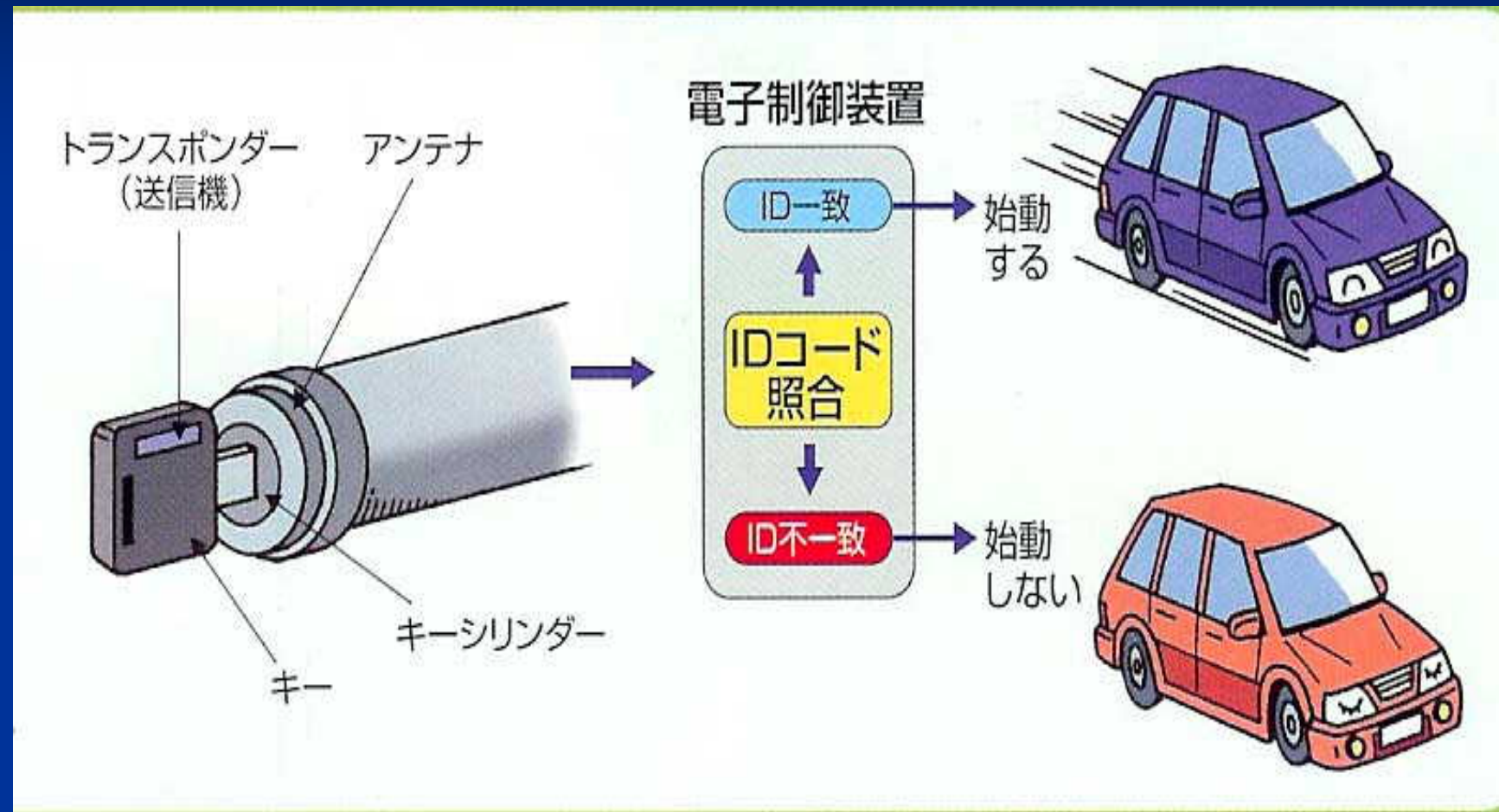


0.5m²以上

盗難防止装置の構造基準の概要

- 施錠装置の規制強化
- イモビライザの構造基準の制定
- 盗難発生警報装置の構造基準の制定
- 適用時期
平成18年7月1日以降に製作された自動車
(軽自動車にあっては平成20年7月1日)

イモビライザー（電子式移動ロック装置）



盗難発生警報装置

